

# 平成18年第5回佐渡市議会定例会会議録（第7号）

平成18年12月26日（火曜日）

## 議事日程（第7号）

平成18年12月26日（火）午前10時00分開議

### 第1（総務常任委員会付託案件）

議案第152号から議案第154号まで、議案第177号から議案第179号まで、議案第184号、継続審査中の平成17年請願第16号、継続審査中の陳情第1号

（市民厚生常任委員会付託案件）

議案第155号から議案第158号まで、議案第162号、議案第180号、議案第183号、議案第186号、請願第9号、陳情第7号

（産業経済常任委員会付託案件）

議案第159号、議案第160号、議案第163号、議案第164号、請願第10号、継続審査中の請願第1号、継続審査中の請願第2号、継続審査中の請願第4号

（建設文教常任委員会付託案件）

議案第161号、議案第165号から議案第176号まで、議案第181号、議案第182号、陳情第5号

（決算審査特別委員会付託案件）

継続審査中の議案第147号、継続審査中の議案第148号及び継続審査中の議案第149号

第2 発議案第18号

第3 発議案第19号

第4 発議案第20号

第5 発議案第21号

第6 議案第185号

第7 議会選第3号

第8 委員会の閉会中の継続審査の件

## 本日の会議に付した事件

追加日程 緊急質問

### 日程第1（総務常任委員会付託案件）

議案第152号から議案第154号まで、議案第177号から議案第179号まで、議案第184号、継続審査中の平成17年請願第16号、継続審査中の陳情第1号

（市民厚生常任委員会付託案件）

議案第155号から議案第158号まで、議案第162号、議案第180号、議案第183号、議案第186号、請願第9号、陳情第7号

（産業経済常任委員会付託案件）

議案第159号、議案第160号、議案第163号、議案第164号、請願第10号、継続審査中の請願第1号、継続審査中の請願第2号、継続審査中の請願第4号

(建設文教常任委員会付託案件)

議案第161号、議案第165号から議案第176号まで、議案第181号、議案第182号、陳情第5号

(決算審査特別委員会付託案件)

継続審査中の議案第147号、継続審査中の議案第148号及び継続審査中の議案第149号

日程第2 発議案第18号

日程第3 発議案第19号

日程第4 発議案第20号

日程第5 発議案第21号

日程第6 議案第185号

日程第7 議会選第3号

日程第8 委員会の閉会中の継続審査の件

---

出席議員 (58名)

1番	松本展国君	2番	大石惣一郎君
3番	本間勘太郎君	4番	中村剛一君
5番	臼杵克身君	6番	島倉武昭君
7番	木村悟君	8番	稲辺茂樹君
9番	金田淳一君	10番	臼木優君
11番	山本伊之助君	12番	浜田正敏君
13番	廣瀬擁君	14番	大谷清行君
15番	小田純一君	16番	末武栄子君
17番	小杉邦男君	18番	池田寅一君
19番	大桃一浩君	20番	中川隆一君
21番	岩崎隆寿君	22番	高野庄嗣君
23番	中村良夫君	24番	石塚一雄君
25番	若林直樹君	26番	田中文夫君
27番	金子健治君	28番	村川四郎君
29番	高野正道君	30番	名畑清一君
31番	志和正敏君	32番	金山教勇君
33番	臼木善祥君	34番	渡邊庚二君
35番	佐藤孝君	36番	金光英晴君
37番	葛西博之君	38番	猪股文彦君

39番	川上龍一	君	40番	本間千佳子	君
41番	大場慶親	君	42番	本間武雄	君
43番	根岸勇雄	君	44番	牧野秀夫	君
45番	近藤和義	君	46番	熊谷実	君
47番	本間勇作	君	48番	祝優雄	君
49番	兵庫稔	君	50番	竹内道廣	君
51番	岩野一則	君	52番	渡部幹雄	君
53番	浜口鶴藏	君	54番	大澤祐治郎	君
55番	肥田利夫	君	56番	加賀博昭	君
57番	金子克己	君	58番	梅澤雅廣	君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により出席した者

市長	高野宏一郎	君	助役	大竹幸一	君
助役	親松東一	君	総務部長	齋藤英夫	君
企画財政部長	中川義弘	君	市民環境部長	粕谷達男	君
福祉保健部長	末武正義	君	産業観光部長	川島雄一郎	君
建設部長	佐藤一富	君	総務部長 (総務課長)	佐々木正雄	君
企画財政部長 (財政課長)	山本充彦	君	市民環境部長 (環境課長)	大川剛史	君
福祉保健部長 (高齢福祉課長)	藤井武雄	君	産業観光部長 (観光課長)	伊藤俊之	君
産業観光部長 (農業振興課長)	児玉剛	君	建設部長 (建設課長)	渡辺正人	君
防災管財長	榎惠博	君	行政改革長	藤澤一雄	君
企画振興長	金子優	君	市民課長	清水俊英	君
水道課長	田畑孝雄	君	教育長	渡邊剛忠	君
教育次長	鹿野一雄	君	教育委員会 会長	児玉功	君
教育委員会 学習課長	坂本孝明	君	教育委員会 会長	平間俊雄	君

選管・監査 事務局長	菊 地 賢 一 君	農業委員会 事務局長	山 本 真 澄 君
消 防 長	渡 辺 与 四 夫 君	代 表 委 員	清 水 一 次 君
水 産 課 長	藤 井 伸 夫 君		

---

事務局職員出席者

事 務 局 長	山 田 富 巳 夫 君	事 務 局 次 長	池 昌 映 君
議 事 係 長	中 川 雅 史 君	議 事 係	松 塚 洋 樹 君

午前10時00分 開議

○議長（梅澤雅廣君） ただいまの出席議員数は58名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

---

議会運営委員長の報告

○議長（梅澤雅廣君） 本日の会議日程について、議会運営委員長から発言を求められておりますので、これを許します。

岩崎議会運営委員長。

〔議会運営委員長 岩崎隆寿君登壇〕

○議会運営委員長（岩崎隆寿君） おはようございます。本日の議事日程に一部追加がありますので、ご報告いたします。

若林直樹議員及び加賀博昭議員からノロウイルスの件について緊急質問の通告がありましたので、本日の冒頭に日程追加することを了承しております。

次に、日程第2及び日程第3をごらんください。発議案第18号 佐渡市議会会議規則の一部を改正する規則及び発議案第19号 佐渡市議会委員会条例の一部を改正する条例を提出いたします。これは、地方自治法の改正に伴いまして、議会運営委員会等の協議を経て本日提出する運びとなったものでありますので、よろしく願いいたします。

以上です。

---

追加日程 緊急質問

○議長（梅澤雅廣君） お諮りいたします。

ノロウイルスの件について、若林直樹君及び加賀博昭君から緊急質問の通告があります。若林直樹君及び加賀博昭君の緊急質問に同意の上、日程に追加し、直ちに発言を許すことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（梅澤雅廣君） 異議ないものと認めます。

よって、若林直樹君及び加賀博昭君の緊急質問に同意の上、日程に追加し、直ちに発言を許すことに決しました。

最初に、若林直樹君の発言を許します。

若林直樹君。

〔25番 若林直樹君登壇〕

○25番（若林直樹君） 議長より緊急質問のお許しをいただきましたので、これから質問を行います。

風評被害におけるカキの販売不振に対する今後の対策について、産業経済常任委員会を代表して緊急質問を行うものであります。

ノロウイルスによる感染性胃腸炎が全国で猛威を振るっております。マスコミなどで連日報道されている中で、冬の味覚の代表格であるカキの売り上げが大幅に落ち込んでいます。なべの具材として最も需要の多い年末年始を控えて生産者は悲鳴を上げております。消費者の買い控えにより価格は急落しており、

加茂湖漁協では出荷の自粛を余儀なくされていると聞きます。佐渡の冬の味覚を楽しみに来てくれる観光客も少なからず影響が出るものと考えられます。このまま風評による消費の低迷が続きますと、カキ生産者は大きな打撃を受けることは必至であります。先日の松岡農林水産大臣の会見では、消費が低迷している問題について、生産者は大変だ、今後どのような対策が必要なのか考えたい。また、国民の食生活に対する不安は重要な問題なので、食の安全という観点から万全を期したいと述べております。先日漁業関係者が市長及び議長のもとを訪れて現状を報告するとともに、速やかに対策をとってもらおうよう訴えております。カキの養殖業は、佐渡の水産業の一角を担う重要な産業であります。佐渡市としましてもカキ生産者の実情を踏まえ、緊急に対策をとる必要があると考えます。先日市長が自ら試食をされてアピールするように、佐渡のカキは加熱をすれば安全であると、このことを宣伝すべきと考えます。報道機関に対しては、誤解を招くことのないよう適正な報道をするよう要望をするべきと考えますが、いかがお考えでしょうか。また、国、県に対しても適切な対応をとるよう要望するべきと考えますが、いかがでしょうか。何はともあれ対応が急がれますので、市長はどのように考えておられるか伺うものであります。よろしくお願いいたします。

○議長（梅澤雅廣君） 若林直樹君の緊急質問に対する答弁を許します。

高野市長。

〔市長 高野宏一郎君登壇〕

○市長（高野宏一郎君） それでは、若林議員の質問にお答えします。

現在全国的に流行している感染性胃腸炎の報道でカキなどの二枚貝が原因だと受け取られたことにより、カキの新潟市場での価格は大きく落ち込み、生活者の生活を直撃しているところであります。佐渡産カキはあくまで加熱調理用であり、中心温度を85度C以上で1分間以上加熱すればノロウイルスに感染することはないとされていますので、十分加熱することにより安心して食べられますし、現在までカキが原因でノロウイルスになったという報告は受けておりません。風評被害の防止を図るために去る22日、加茂湖漁協組合長宅を訪問し、カキを試食したところであります。加熱処理を前提に安全で、特にことは非常に育ちもよく、おいしく食べられることを再確認いたしました。佐渡市としても今後もこのことを多く報道機関を通して消費者の皆さんにPRし、誤解のない報道をお願いしているところでございます。また、今後生産者の被害状況を見ながら行政としてもどのような支援や行動ができるか引き続き検討しておりますし、既に県に対しても職員を派遣してその対応策について協議しているところでありますので、その報告もこの後させます。今後も関係機関との連携を密にし、一日でも早く価格が回復するように取り組んでまいりたいと考えておるところであります。

○議長（梅澤雅廣君） 補足説明を許します。

川島部長。

○産業観光部長（川島雄一郎君） お答えをいたします。

先週既に担当の課長を県の方に派遣をいたしまして、具体的な相談をさせていただいているところでございます。まずは県に対しても、カキの被害が出ているということでございますので、風評被害にならないようPRをしていただきたいということが1点。それから、出荷数量の減少等で影響を受けた場合に生産者に対してどういうことができるのかということについてですけれども、既に農林水産省の方からの情

報ですけれども、農林漁業金融公庫の方でそういった融資制度はあるということですので、その辺で具体的にどういった場面でその適用があるのかということについて調整を、相談をさせていただいているという状況でございます。

○議長（梅澤雅廣君） 若林直樹君。

○25番（若林直樹君） いろいろな取り組みをされておるとお聞きしますけれども、やはり生産者と市がしっかり連携をとりまして、安全な調理方法であるとか安全な食べ方であるとか、そういうことを逆にマスコミを利用して大いにPRをすべきと考えております。

それから、困ったときの互助の精神を持って佐渡の方々にもまずは島内の消費を伸ばすということで大いに消費をしてもらうよう宣伝をしていくべきだと、そのように思いますが、今後とも急ぐ事態でありますので、しっかりした対応をとられるよう強く要望しておきます。

終わります。

○議長（梅澤雅廣君） 以上で若林直樹君の緊急質問は終わりました。

次に、加賀博昭君の発言を許します。

〔56番 加賀博昭君登壇〕

○56番（加賀博昭君） おはようございます。この忙しいときに何たることかという怒りを持ってきょうはこの緊急質問をするわけでございます。皆さんのところには「ノロウイルスにご用心!」、この裏側には「チラシ「ノロウイルスにご用心」に抗議」ということで相手方は新潟県佐渡保健所長、五十嵐良一様、これは内容証明郵便でございますが、私が差出人でございます、佐渡市城腰169-1、佐渡市議会議員加賀博昭とこうなっております。今ほど答弁を聞いておりますと、部長は新潟県に職員を派遣して、風評被害などはなるだけ抑えてくれるようにというような相談を持ち込んでおると、こういうことです。ところが、当の新潟県佐渡保健所が出したこの「ノロウイルスにご用心!」というチラシは、これは飲食店に配られておるものでございます。飲食店と保健所の関係といえば、これは監督官庁と業者と、こういう関係でございます。どこが問題かといえば、この「ノロウイルスにご用心!」というのは4項目から成っております。一つは、まずノロウイルスによる感染症というものがどういうものかという特徴について書いてあります。2番目が症状であります。そして、ノロウイルス障害の原因は何か。最後が予防であります。私が重視しておるのは、色塗りしてあるこの原因であります。何と書いてあるか。「ノロウイルスに汚染された食品や井戸水など」、これで文章は閉じております。「特に」という項目を起こして、「特に、カキなどの二枚貝」、そのあとが悪い。「冬場のカキは要注意!」、びっくりマークまでつけて「表面の汚染ではなく、ウイルスを内臓に蓄積する」と書いてあるわけであります。こんなものを配られれば、飲食店はこれはもうカキを使いません。この議員の名前を言うと語弊があるから、間違いないのです。私がこれから発言することについては、私に話した議員がおるわけですから、おれのことを言うておるのだなと、こう思っていたきたいのですが、この議員が事は一大事だということで某飲食店に行つてどんとひとつカキなべを出してくれと言ったら、飲食店が手を合わせてご勘弁を願いたいと、こう言ったわけです。まさに新潟県が風評被害の震源地。念のために私の内容証明郵便を全文読まないで議事録になりませんので、これから全文を読みますが、チラシ「ノロウイルスにご用心」に抗議。最近、飲食店に「佐渡保健所・佐渡食品衛生協会」名の「ノロウイルスにご用心」のチラシが配られている。チラシは

ノロウイルスについて「特徴」「症状」「原因」「予防」の4項目について説明しているが、「原因」の項目に、「ノロウイルスに汚染された食品や井戸水など」と記した後に、「特に、カキなどの二枚貝、冬場のカキは要注意！」（表面の汚染ではなく、ウイルスを内臓に蓄積する）と説明している。これでは飲食店からカキ料理が姿を消すのは当然で、風評被害の根源である。理由を説明されたい。平成18年12月24日、佐渡市城腰169-1、佐渡市議会議員、加賀博昭。佐渡市相川二丁目浜20-1、新潟県佐渡保健所長、五十嵐良一様。18年12月24日、内容証明郵便として両津郵便局からこれは郵送したものでございます。

さて、そこでこの書類、このチラシ並びにこの加賀の文書というのは、昨日のうちに皆さんのところには届けてある。これに対して一体佐渡市はどのように対応したのか。これもこの議場の議員から聞いたのですが、きのう保健所の方へ電話を入れたら、この加賀に対する回答のために上へ下への大騒ぎだということです。上が下でも下が上でもどっちでもいいが、今保健所が出したこの文書によってどのくらい佐渡のカキ消費が落ち込んでおるかということを実際に考えていただきたい。私は、市長にこれに対する佐渡市としての対応はどのようにするというのを決定したのか、また今はどういう状況にあるのかご説明を願いたい。

次に、このノロウイルスというのは最近保育所でかなりこれが蔓延してきておるといふふうに承知しておる。これも議員名を言うと語弊があるから、しかし事実関係は事実なのです。保育園の子供が嘔吐、つまり吐いたりなんかして、その面倒を見ておったら、きょうは元気に議場へは来ておりますけれども、嘔吐はするわ、下痢はしたかどうかわからぬけれども、上を下をの大騒ぎ。そこで聞きたい。保育園の状態はどうなのだ。それから、小中学校の状況はどうなのか。

次に、無視できない、注意をしていかなければならないのは老人介護施設の状況、病院の状況、これについて説明を願いたいわけでございます。

とにかく災害が発生したときに佐渡市がこれにどのくらい対応する力があるかということについては、私は2回目以降にかなり具体的な形で提起してみたいと思うのです。きょうは、カキ組合の人も聞いておるでしょう。もちろん保健所の皆さんは聞いておるでしょう。これを2回目以降具体的に詰めて、保健所は責任とらなければならぬでしょう、こんないいかげんなことを書いて。何も冬場のカキは要注意、ウイルスを内臓に蓄積するなどということは書く必要はない。これを書くからには、保健所の諸君、あなたたちは佐渡の加茂湖のカキを試験場へ持って行ってノロウイルスのウイルスを抽出でもしたのですか。そういう確たる証拠に基づいてこれは書いておるのですか。しっかりしてください。そういう意味で、前段今申し上げたようなことを聞いて、この状況を承知した上で2回目以降また質問しますが、ついででございますので、私は聞くところによると佐渡ガキというのは加茂湖のカキが主流で、これが大体2億円ぐらいの水揚げというふうに聞いておる。それから、沢根というのか真野湾のカキというのか、これが大体2,000万ぐらいだろうというふうに聞いておるのですが、その数字は間違いないかどうか。まず、それを聞いて第1回目の質問を終わります。

○議長（梅澤雅廣君） 加賀博昭君の緊急質問に対する答弁を許します。

高野市長。

〔市長 高野宏一郎君登壇〕

○市長（高野宏一郎君） それでは、加賀議員の質問にお答えします。



3項目あったと思うのですが、最初のどのように保健所の問題に対して対処するかということについてお答えしたいと思います。私もこの「ノロウイルスにご用心!」というのは、これは飲食店に配ったチラシしくて、見たばかりでまだ具体的な対応はしておりません。ただし、私自身の個人のことを言えば、このウイルスを内臓に蓄積するのが本当かどうかの確認はまだできておりませんが、これがもし本当だとすると、このことについて事実と反するからといって抗議はなかなかしづらいただろうと。ただ、大事な産業を佐渡市は抱えておる。その我々の立場として、こういうことが事実でないのであればこういうことを書かれるのは非常に問題があろうというふうに考えます。ウイルスの中に一般的には二枚貝の中腸部分にウイルスが蓄積しやすいという話は聞いておりますし、それによって現在の風評被害も起きているわけでございますので、これらについて事実であれば非常に微妙なところでありまして、事実でなければこれについては抗議しなければいかぬというふうに思っております。

○議長（梅澤雅廣君） 補足説明を許します。

末武福祉保健部長。

○福祉保健部長（末武正義君） お答えいたします。

県からの感染症胃腸炎の予防についてという通達が出されましたのが11月24日でございますが、その書類が到着してすぐ、11月28日に各保育園始め社会福祉施設に周知をいたしました。保育園の現在の状況でございますが、10園で27名が感染したということになります。職員1名ございまして、合計28名でございます。それから、福祉施設の方でございますが、2施設で17名ございまして、そのうち職員が5名ということでございます。病院につきましては、当然これは治療の機関でございまして、対策をとらせております。

以上でございます。

○議長（梅澤雅廣君） 次に、鹿野教育次長。

○教育次長（鹿野一雄君） それでは、お答えいたします。

小中学校と幼稚園の関係でございますが、幼稚園では1人ですが、感染性の胃腸炎の疑いということで報告をされております。それから、小中学校ですが、中学校はございまして、小学校で1校、5人が、これは今月19日でありますけれども、感染性胃腸炎にかかっておるということで報告をもらっております。それ以外は今のところ聞いておりませんが、ノロウイルスかどうかは検査をしないとはっきりわからぬということで、今のところは感染性胃腸炎の疑いということで報告をいただいております。

以上です。

○議長（梅澤雅廣君） 次に、藤井水産課長。

○水産課長（藤井伸夫君） お答えいたします。

それでは、カキの生産高というご質問でしたので、お答えいたします。加茂湖地区につきましては、2億3,300万、それから佐和田地区については2,100万。

以上です。

○議長（梅澤雅廣君） 加賀博昭君の2回目の質問を許します。

加賀博昭君。

○56番（加賀博昭君） 大体対応が遅い。私は、24日の日に、日曜日であったが、この日にこの情報をつか

んだから、直ちに内容証明郵便をもって速達で相川の保健所へ事実関係を説明せよ、なおこのようなチラシについては書いてあるとおり抗議をする、本当にこうやって書くだけの証拠を相川保健所が持っているのか、つまり佐渡保健所が持っているのかということで私がこれだけのことをやっているのに、一体総務部長はこの情報を手に入れてどういうふうに対応したのか。市長の話だと、やっていないと。そして、これが事実であればしようがないが、事実でなければまたそれはそれで大変だと。全国の風評被害はどこから出ているかわからぬが、少なくとも佐渡島の風評被害は、今のところは保健所が震源地である。震源地たる保健所を調査する必要がある、こう思うのです。一体やっていないというのだから、市長はそれでは今私に言われてどういうふうにせねばならぬかなと考えておりますか。お聞きしたい。

それから、次に今ほどカキの生産高というのがおおよそ私の指摘した数字で答弁がありました。2億3,300万、それから真野湾が2,100万くらい。それで、私が聞くところによると、キロ2,000円から2,500円ぐらいしたのが1,000円を割っておるのではないかというふうに言われてこの人たちは悲鳴を上げている。それで、市長は先般テレビに出てこのカキのしゃぶしゃぶなどをやっていた。市長、あれ1回回すのが早過ぎたです。あれもう一回やらないと、おれ時計見ておったけれども、もう一回回さぬとあの時間にならないです。あなた胃腸が丈夫だからやられないのだったかもわからぬが、あれもしノロがおればやられるところだったです。というふうに笑っておるときではないのですが、しかし業者にすれば深刻です。1年間の建て込みやっている。去年は、割とカキが悪かった。それで、ことしこそということで再起をかけてことしの水揚げ量見たらこの状態。ニコニコして質問などできるような問題ではないのです。そこで、市長、あなたこれ一般質問だとあなたと一問一答やるからもっと詰められるのだけれども、3回しかやられない。そこで、しようがないから全部腹の中のを吐き出しながら質問するが、私が聞いたのです。どういう状況なのだとしたら、問屋が差しとめておるのだと。つまりおれたちは多少安くても売ってくれと、とってくれと、こう言うのだけれども、問屋の方で出荷せぬでくれと、こういうことのために動かない。そのときはどうするのですか。私は、もうすぐぴんときたのです。あなた東京に佐渡市の事務所持っておるのでしょうか。東京事務所というのを。こんなときは素早く使うのです、この人たちを。カキの状態はこういう状態であると。私がしゃぶしゃぶでお示ししたとおり、これ何にも問題はございません。ただし、問屋が出荷停止をしておるために物が動きませんと。こうなればしようがないから佐渡島にかかわり合いを持った人たちが問屋にかわってこれを引き受けてもらえぬか、売ってもらえぬか、そして佐渡から直接出荷させていただけないか、そういう労をとっていただけないか。観光のための事務所ではなかろうと。大きい意味では、観光はもちろん大事だけれども、そうではなくて東京事務所を置いておるといことはいろいろなときに佐渡の経済、あるいは佐渡の宣伝、そういうものに使ってもらうために大きな金かけて事務所開いて職員を置いておるのでしょうか。一言かければ1,000や2,000のパックは出ます。あなたそういう気は起きませんでしたか。私は、保健所に対して抗議すると同時に、あなたにもこれを出そうと思ったのだ。何を出そうかと。さっさと東京事務所でも何とか事務所でも応援を求めて佐渡のカキを、流通ルートには乗らぬけれども、佐渡ルートで販売せよと。これやろうと思ったけれども、議会中でございますから、緊急質問でまたお尋ねすればいいと、こう思って。どうですか。答弁してください。このぐらいの、きょうは地震がありました。だけれども、我々はどんな場合でも、地震も災害です。しかし、カキの問題はまたこれも災害なのです。だから、そういうものに対する対応はどうか。そうすればノロもだんだ

んおさまるだろうと。おさまるまで、例えば一業者というのか一組合というのか、組合の単位の中でこれだけ出してはどうだろうと、市もお手伝いするし、直接販売で出さぬかと。それから、きょうは幸い忘年会やるのですが、きょうのメニューは一体どうなっておるか後でちょっと報告してもらいたい。きょうは、その土なべのカキなべではだめです。大なべのカキなべで、100人も集まるのだから、これがぱくぱく食べれば相当消費できると思うのです。例えばそういうことでやっぱりカキ業者を助けるということ。それから、保健所にこれ命令をして、もし間違えたことを書いておるなら保健所に責任をとってもらって、加熱すれば大丈夫だから大いにひとつカキなべを売ってくれと、大丈夫だと。そのかわり加熱だけは徹底せよとかいうことでこのチラシの出し直し、そういうことをやったらどうか。もう一回質問できるので、また足らぬところを聞きますが、そういうやっぱり能動ある行動、災害に対する能動ある行動を重ねてあなたに申し上げて答弁を求めます。

○議長（梅澤雅廣君） 答弁を許します。

高野市長。

○市長（高野宏一郎君） 非常に建設的なご意見、質問をありがとうございました。確かにウイルスは内臓に蓄積するというにはさっき一番最初に質問がありましたけれども、これは事実でもあるらしいのです。ですから、これについてどうこう議論するというよりも、実際落ち込んだ消費をどういうふうにするかと。あるいは、この書きようが非常にそういう意味では誤解を与えやすいということについても私もそれは同感でございます。質問の最後の方からあれしますが、これにつきましては保健所へこの書きよう、今言ったように加熱殺菌というのは当然保健所の指示でやられたわけでもございますし、それを強調してもう一回その書類を出さないかということについて交渉してみます。

それから、確かに第1回目、きのう、おととい、さきおとといでしたか、この問題があると同時に、陳情を受けると同時にそこでパフォーマンスをやりました。あの効果が結構あったのかどうか、一時は3分の1ぐらいまで下がったのですが、きのうの相場ではほぼ半年の半値ちょっと超すぐらいまで上がったというふうに聞いております。ことしは、特に非常にできもよくて量も多かったということで少し相場の推移が価格も低目だったのですが、10月からの例のしょうけつをきわめたウイルスの報道によってどうも相場がやわらかくなっている。やわらかいといいますか、相場が軟化しているというふうな状態でした。いづれにしても結構あの報道を見て佐渡出身者の島外の方から私もメールが来ましたけれども、発注したという意見も聞いています。できるだけ全力を挙げて一つの災害だと考えて対応もしていきたいというふうに考えております。

○議長（梅澤雅廣君） 齋藤総務部長。

○総務部長（齋藤英夫君） お答えをいたします。

加賀議員の方からこういうチラシをいただきました。大変一生懸命やっているということについては感銘いたしますし、また私自身もこの11月にこういう通達が出たということで十分このことについては緊張感を持ってということで対応させてもらっております。私自身もちよっとおなかが痛いようなこともありまして、こういったことについては十分、反面注意せなければならぬと思いますし、また産業の面から見ればそういったことがないように内部でも検討しておるといふところであります。よろしく願います。

○議長（梅澤雅廣君） 中川企画財政部長。

○企画財政部長（中川義弘君） お答えいたします。

東京事務所を通じて販売をするということなのですが、早速帰りまして加茂湖漁協と連絡をとりながら東京事務所では何とかできるのか相談してみたいなというつもりでおりますので、よろしくをお願いします。

○議長（梅澤雅廣君） 加賀博昭君。

○56番（加賀博昭君） それから、保育園、学校、それから老人施設、これ見ると結構出ているのです。保育園なんか10園よりもっと出ていると思います。保育園は、10園で27名、職員は1名。これはたちまち蔓延する。これだけ出ていると。それから、学校だって12月19日時点で5人となっているでしょう。老人介護施設に至っては17名も出ていると。年寄りが一番危ない。脱水現象が起こるので。ところが、私はある保育園を調べた。そうしたら、子供は元気がいいのです。吐きながらおやつくれと言うそうです。ええ、おまえ、これからうちに電話するから、うちに帰らねばならぬのだと言っても、おやつ下さいと。こんなのは将来やっぱり市議員になっていただくとか、それから市長になっていただくとか、非常に強い。ということは、私がそれを聞いて感じることは、このノロというのはかなり感染力はあるのだと思うのだけれども、それほど体力をめちゃくちゃに消耗させる代物ではないのではないのか。そうでなければ子供が吐きながらおやつ下さいと、こう言うておるといふのだから、それはやっぱりそういうところがあるのだと思うのです。私もできるならノロを食べてちょっと自分で体験したいとは思っておりますが、いずれにしてもそれぞれの保育所、学校、それから老人施設、これについては通達も出ているものもあるので、これについては徹底して予防に当たれと。私なんかこうやって指示しておるのです。朝は、一番先にお湯を沸かして沸騰させて、まないたその他調理に使うものは全部熱で消毒せよ、それから事に当たれと、こう号令かけておるのです。だから、私は今のはそれぞれの施設がしっかりした予防体制をとらねばならぬよということ。それから、末武部長、あなた通達の内容くらいはやっぱり読まなくては、ここで。当たり前のことでしょう。まず、それを読む。それから、市長も二つの点でこれから庁議など聞いてひとつご検討願いたい。私もお金もないけれども、5万円台ぐらい買いたしよと。私も多少知り合いが本土の方におるから、値引きをしないやつで送らせていただく。それで、食べてくれと。とにかく食べてくれと、何にも心配ないのだからということで、今こそみんなが力を合わせて災害に取り組む、この姿勢を私は最後に市長に求めたいのです。本当に皆さんがそうなれば、加茂湖漁協というのですか、その漁協の被害だって相当抑えられるし、市長が先頭に立って加茂湖のカキを本土へ送ろうと、こういう姿勢をとったということになればこの人たちがどんなに勇気づけられるか。やっぱりさすがだなと、こうなるのです。議会もCD、皆さん机の上にあるでしょう、私の上にも。観光とか何とか、CDが協会とかにいっぱいあるからどんどんよそへやってくれと、こういうのです。そんなことをやる、それも大事です。大事ですけども、このカキ被害、カキ被害というのはノロ被害ですが、このノロ被害のときに佐渡を挙げて佐渡で大事な冬の産物のカキについて、市長を先頭に取り組みをしたということをあした新聞に、あるいはテレビで放映してもらいなさい。どんなに大勢の人たちが勇気づけられるかわからぬ。それから、これも市長に改めて提案申し上げたいが、保健所に言ってもっと、こんな書き方はよくないです。カキが腹の中にウイルスを持っておるから注意しなさい、いいかげんなことを書くなということでああなたの方からも指摘をして、そして佐渡を挙げて、やっぱり今ノロ被害というのですか、ノロによって被害を受けておるカキを守ると。災いを転じて福となすというのはこのことなのです。ノロにやられたけれども、ノロを逆手にと

って……私は決算が得意なのですが、決算をやってみたらそんなに落ち込まなかったぞと、こうなれば税収もふえるのです。もうこれ以上は時間の関係でやめておきますが、どうぞひとつ、私が大きい声を出して質問しておくのは、まさにこの佐渡を思う一念、そして私のような微弱な者でも何ができるのか、こういうことできょうは貴重な時間をいただきながらこの大論陣を張っておるといふ、この心意気に免じてひとついい答弁をいただきたい。

○議長（梅澤雅廣君） 高野市長。

○市長（高野宏一郎君） いいお話を伺いました。実際問題としてひとつみんなで消費をしようというのと、同時にやっぱり市場からも買うと。スーパーから、どうもこのごろはさっき言われているように風評被害のせいで問屋が抑えている。それは、値段が下がるから抑えているのですが、やっぱり買えば当然市場の中に商品が回るわけですから、相場も上がっていくわけで、両方、やっぱり両面がなければいかぬだろうというふうに思います。非常にいい提案を受けましたし、保健所については私も書きぶりの問題だと思うのです。事実かどうかただそれを詮議するだけではなくて、やっぱり書きぶりがもう少し愛情がこもった、地域と一緒に果も生きていくという姿勢があつていいと思うので、これは真剣に保健所の方に申し入れをしてみたいというふうに考えております。

○議長（梅澤雅廣君） 末武部長。

○福祉保健部長（末武正義君） お答えいたします。

通達を読ませていただきます。福第1322号、平成18年11月24日、社会福祉施設等の長様でございます。新潟県福祉保健部長。感染性胃腸炎の予防について。10月18日から11月19日の1カ月間に県内の複数の社会福祉施設等においてノロウイルスによる感染性胃腸炎の集団発生が報告されています。感染性胃腸炎は、例年の発生状況を見ると今後急激な増加が懸念されることから、利用者及び職員の健康管理に十分留意するとともに、別紙2を参考に感染予防及び蔓延防止に努めてくださるようお願いいたしますというものでございまして、別紙2は各地域のこの時期までの発生状況とノロウイルスの感染予防対策という予防対策をまとめたものでございますが、添付されてまいっておるものでございます。よろしく申し上げます。

○議長（梅澤雅廣君） 加賀君、答弁漏れありましたか。

○56番（加賀博昭君） ほかにまだ言わなければならぬものがあるんじゃないのか。福祉施設、あれにも来ておるのでしょうか。介護施設にも来ておるのです。知らないの。同じものなら同じものでもいいが、介護施設も来ておるでしょう。学校だって来ておるでしょう。同じものなら同じものでいいけれども。しっかりしなさい、あなたたちは。

○議長（梅澤雅廣君） 藤井高齢福祉課長。

○高齢福祉課長（藤井武雄君） お答えします。

議員今ご指摘のように、介護施設関係においても同様の文書が入っております。それに基づいて施設関係には周知徹底しておるところでございます。よろしく申し上げます。

○議長（梅澤雅廣君） 鹿野教育次長。

○教育次長（鹿野一雄君） お答えいたします。

教育委員会でも同様のものが来ておりますが、学校がちょうど22日で終業しております。この感染性胃腸炎、例年冬場に多いということもございますので、校長会等でも手洗いあるいはマスクの着用、これら

を改めて気をつけてやるように話をしてございますし、それから給食関係につきましては十分な加熱、それから作業員の手洗い等については厳重に行うようにということで指導をいたしております。よろしくお願ひします。

○議長（梅澤雅廣君） 川島産業観光部長。

○産業観光部長（川島雄一郎君） お答えをいたします。

先ほど来加賀議員の方からいろいろなご提案いただいておりますので、それについては鋭意対応していきたいと思ひますし、また基本的にやはり今回の被害と申しますか、その根本的な原因は過剰、もしくは誤解を招くような報道ですとか、それから記述によって消費に影響が出ているということでございますので、できる限りこういった防止を図るためにPR、それから関係機関への要請、そういったことにも努めていきたいと思ひますし、また実際に被害が出た場合については生産者の被害状況を見ながら適切に対応していきたいというふうを考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（梅澤雅廣君） 加賀博昭君。

○56番（加賀博昭君） ありがとうございます、質問を聞いていただいて。ぜひひとつこの質問を契機にノロは徹底的に予防しよう、カキは大いに食べようということで確認をしていただきたいということをお願いして私の緊急質問を終わります。ありがとうございます。

○議長（梅澤雅廣君） 以上で加賀博昭君の緊急質問は終わりました。

これで緊急質問を終わります。

---

#### 発言の訂正

○議長（梅澤雅廣君） ここで、執行部から発言を求められておりますので、これを許します。

山本財政課長。

○財政課長（山本充彦君） 質疑に対する答弁の訂正をお願いしたいと思ひます。

12月7日、本会議、議案第179号 一般会計補正予算（第5号）に関する白杵克身議員の貸付先が繰上償還したのですから、市もこの部分が残っておる分があればやはり一括繰上償還、市と金融機関の間で繰上償還する必要があるかと思ひますけれども、その意思はございますかという地域総合整備資金貸付金元利収入に係る質疑に対して、「確かに平成9年の借入れでございますので、残金は残っております。しかし、19年の3月に償還が終わりますので、そのときに全額返済ということですので、繰上償還の方はいたしませんでした」と答弁しましたが、「最終の償還日は19年3月ですが、6月15日に貸付先から繰上償還があり、市も金融機関からの借入れ理由が消滅したことにより、6月23日に借入れ先の金融機関に繰上償還いたしました」と訂正をお願いしたいと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（梅澤雅廣君） 次に、渡辺建設課長。

○建設課長（渡辺正人君） それでは、質疑に対しまして訂正をお願い申し上げます。

12月14日の金光英晴議員の一般質問中、4の（2）の地産地消の取り組みについての質問の中で、市発注の建築工事があろうと思うのですが、その部分で佐渡産材の指定はしているのですかと、そういう質問に対しまして、私はふるさとの木ふれあい事業での工事においては、島内産の使用を設計書にうたっていますが、それ以外はしておりませんとの答弁をさせていただきました。16年度から17年度におけるふるさ

との木ふれあい事業での公営住宅建築工事においては、佐渡産杉材の使用を設計書にうたっております。また、18年度の千種西下住宅の建築工事における杉材と羽茂住宅及び白山第2住宅の建築工事における杉材の一部において、佐渡産材の指定をしておりましたので、訂正させていただきとうございます。

○議長（梅澤雅廣君） お諮りいたします。

ただいまの財政課長及び建設課長の発言のとおり発言訂正することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（梅澤雅廣君） 異議なしと認めます。

よって、ただいまの財政課長及び建設課長の発言のとおり発言訂正することに決しました。

---

#### 日程第1 （総務常任委員会付託案件）

議案第152号から議案第154号まで、議案第177号から議案第179号まで、議案第184号、継続審査中の平成17年請願第16号、継続審査中の陳情第1号

（市民厚生常任委員会付託案件）

議案第155号から議案第158号まで、議案第162号、議案第180号、議案第183号、議案第186号、請願第9号、陳情第7号

（産業経済常任委員会付託案件）

議案第159号、議案第160号、議案第163号、議案第164号、請願第10号、継続審査中の請願第1号、継続審査中の請願第2号、継続審査中の請願第4号

（建設文教常任委員会付託案件）

議案第161号、議案第165号から議案第176号まで、議案第181号、議案第182号、陳情第5号

（決算審査特別委員会付託案件）

継続審査中の議案第147号、継続審査中の議案第148号及び継続審査中の議案第149号

○議長（梅澤雅廣君） 日程第1、これより総務常任委員会に付託した案件について委員長の報告を求めます。

浜田総務常任委員長。

〔総務常任委員長 浜田正敏君登壇〕

○総務常任委員長（浜田正敏君） 委員会審査報告。

本委員会に付託の事件は、審査の結果次のとおり決定したので、会議規則第102条、第134条及び第136条の規定に基づき報告します。

議案第152号 佐渡市個人情報保護条例の制定について。本案は、佐渡市個人情報保護制度審議会の答申を受け、佐渡市個人情報保護条例の全部を改正するもので、事務手続に関する規定について行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律に準じた手続に改正し、事業者が取り扱う個人情報の保護及び罰則

に関する規定を設けるものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第153号 佐渡市情報公開条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律との整合性を図るため、佐渡市情報公開条例の一部を改正するもので、事務手続を法律に準じたものに改正し、出資法人及び指定管理者の情報公開についての規定を新たに設けるものであります。審査の結果、次の意見を付して可決すべきものとして決定しました。意見。本条例中の第2条第2号の公文書の定義には現行条例にある「帳票」が明記されていない。本条例は、市民が市の保有する情報の公開を求める権利を保障するものであることから、必ず規則に明記すること。

議案第154号 佐渡市ケーブルテレビ放送施設の設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、ケーブルテレビ事業の推進に伴い、真野情報センターと羽茂情報センターの業務内容を整理、統合し、ケーブルテレビ加入負担金の額を改正するため、本条例の一部を改正するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第177号 佐渡市防災行政無線設備（移動系・デジタル方式）工事請負契約の締結について。本案は、佐渡市防災行政無線設備（移動系・デジタル方式）工事の請負契約について、佐渡市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものであります。審査の結果、次の意見を付して賛成多数で可決すべきものとして決定しました。

意見。予算可決時における意見をもとに一部計画変更がなされているが、事業執行に当たってはイントラネット、ケーブルテレビ、オフトークなどの既存施設を有効活用した防災計画を早期に確立すること。

議案第178号 佐渡市ケーブルテレビ施設整備工事請負契約の締結について。本案は、佐渡市ケーブルテレビ施設整備工事の請負契約について、佐渡市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものであります。審査の結果、次の意見を付して賛成多数で可決すべきものとして決定しました。

意見。本入札執行においては事前に予定価格を公表しているにもかかわらず、予定価格を上回る金額で入札することや少数業者での入札行為は極めて遺憾なことである。透明性や競争原理が働かず、適正を欠くと指摘せざるを得ない。今後は、先進地事例等も研究し、適正な入札執行が行われるよう入札制度のあり方について見直しを検討すること。

議案第179号 平成18年度佐渡市一般会計補正予算（第5号）について。本予算案は、既定の予算に歳入歳出それぞれ2億8,303万9,000円を追加し、予算総額を476億1,141万7,000円とするものであります。主な内容は、野浦小学校の改修事業に4,742万円、真野小学校の校舎改築事業に2,700万円、図書館の蔵書整備等に500万円をそれぞれ予算計上するものであります。目的別の主な構成状況は、民生費7,941万8,000円の増、衛生費4,202万6,000円の増、教育費1億6,293万5,000円の増、その他であり、その充当財源としては市税4,081万円の増、寄附金1,135万円の増、諸収入1億9,861万4,000円の増、その他となっております。審査の結果、次の意見を付して可決すべきものとして決定しました。

意見。歳入、21款諸収入、3項貸付金元利収入、1目総務費貸付金元利収入について、地域総合整備資金貸付金元利収入増については、株式会社能楽の里からの繰上償還金分である。今後地域総合整備資金貸付事業を採択する場合には、地域における事業の必要性や将来性、的確性を慎重に見きわめ、十分検討すること。



議案第184号 平成18年度佐渡市新畑野財産区特別会計補正予算（第1号）について。本予算案は、既定の予算に歳入歳出それぞれ229万5,000円を追加し、予算総額を891万2,000円とするものであります。主な内容は、緑資源機構造林事業受託事業収入の増によるものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

継続審査中の陳情第1号 地方切り捨てをせず、住民の安全と安心を守る公的機関の役割を重視し、住民のサービス向上を求める陳情。本陳情は、審査の結果、なお引き続き審査を必要とするので、閉会中の継続審査とすべきものとして決定しました。

○議長（梅澤雅廣君） これより質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、小杉邦男君の発言を許します。

小杉邦男君。

○17番（小杉邦男君） それでは、総務委員会に質疑が集中しておりますが、ご苦労さまでございます。私は、議案第178号 佐渡市ケーブルテレビ施設整備工事請負契約の関連について、委員会審査の状況をお聞きをしたい。

まず最初に、この入札方式は一般競争入札で施行したものであります。そして、通常恐らく市民の皆さんもこの方式でやれば相当数の応札業者があると、そのことによって競争機能が発揮をされて安く上がるのではないかと、こういう期待があるのは私は当然だと思います。しかし、結果は3業者のみと、こういうことであります。これは、一般競争入札方式そのものが機能しなかったのではないかと大変疑問を持つところではありますが、そのあたりは委員会の中でどのような審査がされましたか。状況をまず1点聞かせていただきたい。

○議長（梅澤雅廣君） 答弁を許します。

浜田委員長。

○総務常任委員長（浜田正敏君） それでは、小杉議員にお答えします。

一般競争入札については、広報において公募の結果が3社であったということに理解しております。

○議長（梅澤雅廣君） 2回目の質疑を許します。

小杉邦男君。

○17番（小杉邦男君） 非常にあっさりした答弁でありました。もうちょっと協議があつてしかるべきだと私は思いますが、それはそれとして現実はどうであったということでもありますので。

2点目に中身についてちょっとお聞きをしたい。これは、この資料集にもありますように入札の結果については3社が応札をしましたと。そして、予定価格との入札執行比率はどのくらいであったかということ95.45%でありました。こういうことであつたのです。私は、過去にこの種の業種で応札をして入札結果が出たものについては、同じとは言いませんが、類似したようなもので相当の執行比率が低まったものも事例としてあつたと思うのです。ですが、これはこの高さになつたというのについては、多少私は疑義を持っているのです。そして、先ほど一般競争入札の方式が機能しなかったことも大きな要因に私はなっていると思うのです。ですから、私はこの前の一般質問でもやりましたので、これは義務として市民の立場でやるべきだということ今質問に立っているのです。そして、この価格が仮定の問題としてやりますと幾らだったかといいますと、予定価格は16億6,580万なのです。そして、応札して決定した落札価格は15億

9,000万なのです。95.45%ですが、その価格差というのは7,580万しかないのです。仮に譲って90%としたらどうなると思います。そうしますと差額は1億6,000万になるのではありませんか。それだけの差が出て、佐渡市に執行残額が残って当然だと私は思うのです。市民は、疑問に思うと思います、これは。これが今の佐渡市で執行した入札の状況であります。ですから、私はこのことについてもやっぱり一定の審査があってしかるべきだ、されたのではないかと思います。意見書にはそれに思われるような節があるような書き方をしていますが、ちょっと私は踏み込んで聞きたい。そのあたりはどうでありましたか。

○議長（梅澤雅廣君） 答弁を許します。

浜田総務委員長。

○総務常任委員長（浜田正敏君） 議員の言われるような点も審査の中にはありまして、このような今後は先進地事例も研究して適正な入札が執行されるよう、入札制度の見直しを検討することという意見をつけたわけです。

○議長（梅澤雅廣君） 3回目の質疑を許します。

小杉邦男君。

○17番（小杉邦男君） 最後の質問であります、当然の議論であつたらうと思います。ですから、そういう意味では最終的にはどうなるかわからない。これについては、首をかしげて通すかどうかということ議論する必要があるのではないかと、こういうふうに私は思っているところでありますが、ただ最後ですが、先ほど触れまして、最後にこういうことだから入札のあり方について検討させねばいかぬという議論がされたようではありますが、私はもうちょっと、この結果を見たら今後の入札のあり方についてしっかりとした審査論議が要ったのではないかとというふうに思えますが、そのあたりは今通り一遍の答弁でありましたが、もうちょっと踏み込んだ議論がされましたか。これは、佐渡市の将来の入札のあり方に対する重要な問題だと私は認識をいたしますが、そういう点の議論はありませんでしたか。これを聞いて最後にいたします。

○議長（梅澤雅廣君） 浜田総務委員長。

○総務常任委員長（浜田正敏君） 審査の中においては、公募の場合に応募される業者が1社の場合においては入札を中止することということで公募されたということです。したがって、3社で入札が執行されたというふうに、いろいろありました。

○議長（梅澤雅廣君） 次に、猪股文彦君の発言を許します。

猪股文彦君。

○38番（猪股文彦君） 今の小杉議員と同じところもあるのですけれども、議案第177号の防災無線の請負契約なのですが、意見において、イントラネット、ケーブルテレビ、オフトークなどの既存の施設を有効に活用した防災計画を立てよとありますけれども、行政無線と既存の施設と守備範囲が違うと思うのですが、たまたまきょう大きな地震が佐渡にありました。この場合、私はきょうテレビを見ておりましたら佐渡市のテレビの12チャンネルだけが文字で出ておりましたけれども、文字放送については出ておりません。佐渡テレビもちろん出ておりません。こういう場合は一斉に佐渡テレビに対しても協力を得てやるようなシステムがあると思うのですが、まとまった大ざっぱなくくり方をしておりますけれども、この請負契約をした今回の防災行政無線の設備はこういう場合はどういうふうなことで既存の施設との連携をとれと

いうことを考えてこのような意見をつけたのですか。それから、178号ですが、透明性、競争原理を働かせよとありますけれども、思い出していただきたいのですが、合併のときにプロポーザル方式をとるということで、多分36人で助役含めて各町村から出てやったと思います。そのときには国は各メーカー、電機メーカーにお願いして、そこでプロポーザル方式をとって入札をする。県の方は5人の審査員がいて、それは結果が出るまで発表しないと、第三者にお願いしているというふうな方式をとっておりましたけれども、このケーブルテレビの施設整備の設計の段階からこういう形をとるべきものではなかったかと思うのですが、その辺の議論はされたかどうか、その2点についてお伺いします。

○議長（梅澤雅廣君） 答弁を許します。

浜田総務委員長。

○総務常任委員長（浜田正敏君） では、猪股議員にお答えします。

行政無線の守備範囲と既存施設の守備範囲は違うと思うが、どのような連携を考えているのかということですが、防災無線では200カ所余りの屋外拡声機を見直した部分を既存の施設を有効活用をされたいということで、守備範囲は変わらないという見解であります。

次に、プロポーザル方式についてでございますが、付託された事件は工事請負契約の締結であります。したがって、プロポーザル方式については審査しませんでした。

○議長（梅澤雅廣君） 猪股文彦君。

○38番（猪股文彦君） 貴委員会について、あなたは今後の入札について見直しを検討することというふうに総務委員会は述べておるわけです。したがって、この入札がプロポーザル方式になじむのかなじまないのかと、将来のことについて検討をしたと思うのですが、私が質疑通告を出しましたので。この入札メンバーが少ないというのは、そもそもそういう形をとらなかったからこういう単に一般競争入札という形をとったからこうなったのだらうと私は推測するのですが、そこの部分についてどのように貴委員会では考えましたか。

それから、最初の答弁は私よく意味がわからないのですけれども、行政無線の設備は200カ所あるのですか。それが全島民に警告を出すというか、屋外で警告を出すという意味なのですか。その辺がちょっとよくわからないので、もう一度説明を願いたい。そうした場合、例えばイントラネットというのはどちらかという行政間の連絡だろうと思います。それから、ケーブルテレビとオフトークというのは一般家庭向けのものだと思うのですけれども、そここのところがどう連携すべきだということでこの意見をつけたかよくさっきのお話では理解できないのですが、わかりやすくもっと説明してください。

○議長（梅澤雅廣君） 浜田総務委員長。

○総務常任委員長（浜田正敏君） お答えします。

防災無線につきましては、当初200カ所余りの屋外拡声機による設備があったわけですが、それを3分の2ぐらい見直しまして、3分の2に相当するその部分を見直したということで、その部分がなくなった分野については今言ったもの、既設の設備を利用すべきではないかということでもあります。プロポーザルについては、先ほど申したように今回は工事請負契約ということで審査はなかったのですけれども、当然適正な入札執行、入札制度のあり方の中についてという中には含まれるものと思います。

○議長（梅澤雅廣君） 猪股君、3回目いきますか。

猪股文彦君。

○38番（猪股文彦君） どうも説明がよく市民が聞いておってもわからないと思うのです。200カ所あるのを3分の2にしたと。その3分の2にして、なくなった部分だけこのイントラネットとかケーブルテレビ、オフトークでやるというけれども、3分の1のところはこれ全部ダブっておるところもあるわけです。だから、そこのところが大きっぱなくくり方で市民にはわかりにくい。したがって、行政無線の工事はどういうふうにして、そしてイントラネットとはどう連携して、ケーブルテレビとはどう連携して、オフトークはどう連携するのかというところまで行政に聞いて答弁を求めて、そして防災計画をつくれということにしないと、いかにも大きっぱにくったにすぎないと。現在あるものだけ並べたようにしか市民は受け取れないということで聞いておるので、その部分をもう一度教えていただきたい。

それから、入札制度のあり方については、問題点は先ほど小杉議員から指摘があったように、入札参加者が少ないということは今回一般競争原理というものが働いていないところで指摘があるわけです。したがって、これは一般競争原理になじまないのではないかとすることを私は早目に委員長に質問を出しておるわけで、そのなじむのかなじまないのか、なじめば将来の計画、入札としてはこういうたぐいのものはプロポーザルにすべきだろうと思うのですが、それも含めてという答弁では非常にわかりにくい。なじむのかなじまないのか。まず、なじむとすれば私のあなたに対する質問が正解だし、なじまないとすればやはり一般競争入札の中でこの入札は問題だと思うのですが、過去の、私はこういう方面には弱いのですが、佐渡市の合併のときの電算化のときに行ったプロポーザルの方式は私は多少不備があると思う。だから、国の場合はこうだ、県の場合はこうだということを今申し上げたのですが、それになじむのかどうなのかということをおあなたの委員会ではどのように私の質疑通告に対して検討をされたかということをお教えてください。

○議長（梅澤雅廣君） 浜田総務委員長。

○総務常任委員長（浜田正敏君） 行政無線については、廃止に近い見直しをすべきであるという3月の経過もありまして、電柱による拡声機を見直した部分により約3分の1に事業費が圧縮された。そのことによって防災無線は各支所までの防災連絡といいますか、防災が支所までという、あとは移動式のものがあるだけで支所までという形になるわけです。それで、それ以外の部分についてはそういったものは検討すべきではないかということでもあります。

それから、プロポーザル方式については、先ほどから申し上げているように今回は請負契約の締結ということで、本来であればその前の提案とか企画とか、その前段の方でプロポーザルというものが論じられるのであろうと。今回は、契約の締結であったからそれについては審査をしなかったと、こういうことでもあります。

○議長（梅澤雅廣君） 次に、金光英晴君の発言を許します。

金光英晴君。

○36番（金光英晴君） 私も議案第178号についてお尋ねいたします。

先ほど同僚議員が同じ質問をしておりますので、私は付されております意見についてお尋ねするものがあります。その意見なのですが、入札が適正を欠いているというふうに指摘しているにもかかわらず、この案件を可決という部分はちょっと文面的におかしいのではないかと疑問が生じております。内容の

疑問については、先ほど同僚議員が指摘しましたので、内容については結構なのですが、この文面そのものについてお答えいただきますようお願いいたします。

○議長（梅澤雅廣君） 答弁を許します。

浜田総務委員長。

○総務常任委員長（浜田正敏君） 金光議員にお答えします。

議員は、入札が適正を欠いていると指摘しているにもかかわらず、可決はおかしくはないかとのことでありますが、付している意見のとおりでありまして、透明性や競争原理が働く入札制度のあり方について見直しを検討するように求めたものであります。入札の執行には問題はなかったということであります。

○議長（梅澤雅廣君） 以上で質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

反対討論の通告がありますので、発言を許します。

金光英晴君。

○36番（金光英晴君） 自由民主党市政会の金光英晴であります。私は、議案第178号に反対の立場で討論させていただきます。島内の情報格差をなくすため計画された佐渡市ケーブルテレビ施設整備事業そのものを反対するものでないことをあらかじめお断りしておきます。

12月7日の上程議案の質疑を見ていた市民の方々から多くの疑問が寄せられました。内容については、先ほど総務委員長が審査報告で適正を欠くと指摘した次の事項であります。1、事前に予定価格を公表しているにもかかわらず予定価格を上回る金額で入札した業者がいたこと、2、少数業者での入札であったこと、3、競争原理が働かなかったこと。1については、市民の方は公正取引委員会からの追徴金逃れのための入札放棄ではないか。また、3については落札率95.45%と高く、公正取引委員会が指摘している95%よりも高いのではないか。また、同僚議員が質疑の際指摘しました設計監理業務についても、市長の親族が経営する会社で市長が多数の株を保有する会社の系列会社であることを福島県の前知事の事件を例えての疑問も寄せられました。私は、この会期中、事務局の調査員の手をかりながら私なりに調査いたしましたが、私に寄せられた市民の疑惑を払拭できるに至りませんでした。よって、私は本議案に反対するものであります。

一昨日のテレビで放映されました「報道2001」の中で、談合は地方議会がしっかり機能しなければならぬとの意見がありました。まさにそのとおりだと思います。我が会派は、常々議会は監視と批判の府と言いつけております。チェック機能を失った議会は、その存在意義を失ってしまいます。議員の皆さん、市民にきちんと説明できるようなご判断をしていただくようお願いし、反対討論といたします。

○議長（梅澤雅廣君） 以上で討論を終結いたします。

これより総務常任委員会に付託した案件のうち、議案第178号について採決をいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（梅澤雅廣君） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、総務常任委員会に付託した案件のうち、議案第177号及び議案第178号を除く案件について採決い

たします。

本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（梅澤雅廣君） 異議なしと認めます。

よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、総務常任委員会に付託した案件のうち、議案第177号について採決いたします。

本案は委員長の報告のとおり決することにご賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（梅澤雅廣君） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、市民厚生常任委員会に付託した案件について委員長の報告を求めます。

根岸市民厚生常任委員長。

〔市民厚生常任委員長 根岸勇雄君登壇〕

○市民厚生常任委員長（根岸勇雄君） おはようございます。

委員会審査報告。本委員会に付託の事件は、審査の結果次のとおり決定したので、会議規則第102条、第134条及び第136条の規定に基づき報告します。

議案第155号 佐渡市支所及び出張所設置条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、平成19年4月1日から佐渡市役所両津支所海府出張所を佐渡市両津消防署海府分遣所に併設するため、当該条例の一部を改正するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第156号 佐渡市重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、健康保険法等の一部を改正する法律が10月1日から施行されたことにより、療養病床に入院する70歳以上の者の入院時食事療養費が廃止され、食費及び居住費が自己負担となる入院時生活療養費が導入されたため、重度心身障害者に対する食材料費相当分について助成を行うよう当該条例の一部を改正するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第157号 佐渡市乳児の医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第158号 佐渡市幼児の医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について、以上2議案は児童福祉法に規定されていた育成医療給付制度が障害者自立支援法に規定されることになったため、このことについて当該条例の一部を改正するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第162号 新潟県後期高齢者医療広域連合の設置について。本案は、高齢者の医療の確保に関する法律により、平成18年度の末日までに後期高齢者医療の事務を処理する広域連合を県単位で設けるものとされたため、当該広域連合の規約の制定について、県内全市町村議会において議決するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第180号 平成18年度佐渡市介護保険特別会計補正予算（第2号）について。本案は、歳入歳出それぞれ3,788万円を追加し、予算総額を56億4,637万7,000円とするものであります。歳入予算の補正は、県支出金を1億1,692万4,000円の増額等とし、国庫支出金を1億1,873万3,000円の減額とするものであり

ます。歳出予算の補正は、保険給付費を4,590万円の増額とし、地域支援事業費を653万2,000円の減額等とするものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第183号 平成18年度佐渡市歌代の里特別会計補正予算（第2号）について。本案は、歳入歳出それぞれ194万9,000円を追加し、予算総額を4億5,045万8,000円とするものであります。歳入予算の補正は、繰入金金を191万1,000円の増額等とするものであります。歳出予算の補正は、特別養護老人ホーム費を194万9,000円の増額とするものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第186号 佐渡市ひとり親家庭等の医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について。本案は、健康保険法等の一部を改正する法律が10月1日から施行されたことにより、療養病床に入院する70歳以上の者の入院時食事療養費が廃止され、食費及び居住費が自己負担となる入院時生活療養費が導入されたため、ひとり親家庭等に対する食材料費相当分について助成を行うよう当該条例の一部を改正するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

請願第9号 難病医療費適用範囲見直しについての請願。本請願は、厚生労働省がパーキンソン病と潰瘍性大腸炎の2疾患に対して特定疾患医療受給者を大幅に絞り込むことを協議していることから、現行の公費負担制度を維持するよう意見書の提出を求めるものであります。審査の結果、採択すべきものとして決定しました。

陳情第7号 知的障害者の負担額軽減に関する陳情。本陳情は、障害者自立支援法により従来の支援費制度が全面的に見直され、所得に応じて利用料を負担する応能負担から定率で負担する応益負担に移行したことにより、障害者本人の負担がふえたため、佐渡市において次の軽減策を求めるものであります。1、施設・居宅サービス利用者の負担額を2割助成する。2、自立支援医療における負担額への医療費補助（外来1回530円、入院費1,200円を自己負担としてそれ以上助成）をする。3、国民健康保険における負担額への軽減策を講じること。審査の結果、採択すべきものとして決定しました。

以上です。

○議長（梅澤雅廣君） 質疑及び討論の通告がありませんので、これより市民厚生常任委員会に付託した案件について採決をいたします。

本案は委員長の報告のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（梅澤雅廣君） 異議なしと認めます。

よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

会議の途中でありますので、ここで昼食休憩とします。

午前11時43分 休憩

---

午後 1時43分 再開

○議長（梅澤雅廣君） 再開をいたします。

ただいまの開会が遅れました理由についてご説明を申し上げます。実は、産経常任委員会審査に対して、廣瀬擁君の方から質疑が通告されておりました。議会運営委員会においてこれを協議の結果、廣瀬君の方で産業経済常任委員長あての通告書になっておりましたものですから、そのことを産経の委員長が答弁す

ればいいと、こういうふうと考えてしまった私の責任であります。これは、本来であれば総務委員長報告に対して廣瀬君に質疑をさせるべき内容でありました。その手違いで既に総務委員会委員長報告は午前中に議決をいただいておりますので、廣瀬君にはご相談を申し上げました結果、今回の質疑については取り下げる、やめるということですので、まことに粗相な運営で深くおわびを申し上げますが、ご了解いただきたい。よろしくお願いを申し上げます。

次に、産業経済常任委員会に付託した案件について委員長の報告を求めます。

近藤産業経済常任委員長。

〔産業経済常任委員長 近藤和義君登壇〕

○産業経済常任委員長（近藤和義君） 委員会審査報告。

本委員会に付託の事件は、審査の結果次のとおり決定したので、会議規則第120条及び第134条の規定に基づき報告します。

議案第159号 佐渡市漁港関係事業分担金徴収条例の制定について。本案は、佐渡市において実施される漁港関係事業として整備した施設により利益を受ける者から分担金を徴収し、当該事業の円滑な推進と健全な漁業活動の実現のため、暫定運営している条例を廃止し、新たに条例を制定するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第160号 相川町林道事業等分担金徴収条例を廃止する条例の制定について。本案は、相川町林道事業等分担金徴収条例について、旧相川町が実施していた林道事業に係る地元分担金を徴収していたものをその徴収業務も完了したため、条例を廃止するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第163号 公有水面埋立てに係る意見について（白瀬地内）。本案は、平成19年度において、新潟県が実施する白瀬漁港地域水産物供給基盤整備事業により、漁港施設用地を造成するため、公有水面埋め立てを行うことについて、新潟県知事から意見を求められたので、異議のない旨を述べるものとして公有水面埋立法の規定により議会の議決を求めるものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第164号 公有水面埋立てに係る意見について（戸中地内）。本案は、平成18年度において、佐渡市が実施する北狄漁港（戸中地内）地域水産物供給基盤整備事業により、漁港施設用地を造成するため、公有水面埋め立てを行うことについて新潟県知事から意見を求められたので、異議のない旨を述べるものとして公有水面埋立法の規定により議会の議決を求めるものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

継続審査中の請願第1号 関税引き下げとミニマム・アクセス米の拡大を許さず、食料自給率向上と地域農業の振興を求める請願。本請願は、審査の結果、なお引き続き審査を必要とするので、閉会中の継続審査とすべきものとして決定しました。

以上であります。

○議長（梅澤雅廣君） 質疑、討論の通告がありませんので、これより産業経済常任委員会に付託した案件について採決をいたします。

本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。



〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（梅澤雅廣君） 異議なしと認めます。

よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、建設文教常任委員会に付託した案件について委員長の報告を求めます。

臼木建設文教常任委員長。

〔建設文教常任委員長 臼木 優君登壇〕

○建設文教常任委員長（臼木 優君） 委員会審査報告。

本委員会に付託の事件は、審査の結果次のとおり決定したので、会議規則第102条の規定に基づき報告します。

議案第161号 佐渡市立学校設置条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、平成19年4月から野浦小学校を前浜小学校に学校名を改めるために佐渡市立学校設置条例の一部を改正するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第165号 市道路線の変更について（4区宮川26号線）、議案第166号 市道路線の認定について（羽茂川線1号）、議案第167号 市道路線の変更について（徳和100号線）、議案第168号 市道路線の変更について（徳和102号線）、議案第169号 市道路線の廃止について（徳和106号線）、議案第170号 市道路線の廃止について（徳和107号線）、議案第171号 市道路線の変更について（三川30号線）、議案第172号 市道路線の認定について（三川61号線）、議案第173号 市道路線の変更について（上川茂19号線）、議案第174号 市道路線の廃止について（上川茂21号線）、議案第175号 市道路線の変更について（上川茂23号線）、議案第176号 市道路線の廃止について（上川茂24号線）、以上12議案は道路法第8条第2項及び同法第10条第3項の規定により議会の議決を求めるものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第181号 平成18年度佐渡市簡易水道特別会計補正予算（第2号）について。本案は、既定の歳入歳出予算にそれぞれ1,650万6,000円を追加し、予算総額を21億9,291万円とするものであります。その主な内容は、歳出で建設改良費を1,410万6,000円増額し、歳入ではこれに伴う財源として繰越金を849万円、諸収入を801万6,000円増額するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第182号 平成18年度佐渡市下水道特別会計補正予算（第2号）について。本案は、既定の歳入歳出予算にそれぞれ2,534万円を追加し、予算総額を61億7,013万円とするものであります。その主な内容は、歳出で下水道費の下水道台帳作成委託料及び下水道処理場の修繕料等で2,075万2,000円増額するとともに、漁業集落排水費の修繕料と工事請負費で458万8,000円増額し、これに伴う財源として繰越金を2,534万円増額するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

以上であります。

○議長（梅澤雅廣君） 質疑及び討論の通告がありませんので、これより建設文教常任委員会に付託した案件について採決をいたします。

本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（梅澤雅廣君） 異議なしと認めます。

よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、決算審査特別委員会に付託した案件について委員長の報告を求めます。

加賀決算審査特別委員長。

〔決算審査特別委員長 加賀博昭君登壇〕

○決算審査特別委員長（加賀博昭君） 決算審査報告に先立ちましてご説明を申し上げます。

決算審査報告は、議事録を通して市民に公表されるべき文書として市民にわかる報告書に仕上げました。そのため、指摘事項は大胆に款項目の記述を排除して項目記述といたしました。公営企業会計については病院会計を施設別に、また水道会計については事業別に収支を明らかにして実態のわかるものにいたしました。審査に先立ち、質問を寄せられた議員には別紙文書で事前に質問事項と回答を一覧表にしてお渡しいたしました。その一覧表はここにありますが、全議員にも既に配付をしてあります。さらに、質問者には41ページに及ぶ、今私が持っているのがそうでございますが、41ページに及ぶ詳細資料をお渡しいたしました。一連を紹介すれば、訴訟費用精算金として新潟地裁平成14年ワ第406号損害賠償請求事件の弁護士報酬額をめぐる保険会社との生々しいやりとりのわかる貴重なものもお渡しをいたしまして、地方議会における決算審査の心髄に迫る審査をやり遂げたというふうに自負しております。委員会を代表いたしまして一言申し上げ、委員長報告に移らせていただきます。

平成18年12月26日、決算審査特別委員会、委員会審査報告書、委員長、加賀博昭。本委員会に付託の事件は、審査の結果次のとおり決定したので、会議規則第102条の規定に基づき報告します。議案番号、継続審査中の議案第147号 平成17年度佐渡市一般会計及び各特別会計歳入歳出決算の認定について。本案は、一般会計及び13特別会計決算について地方自治法の規定により議会の認定を求めるもので、概要は次のとおりであります。一般会計、歳入決算額7,268万3,000円、歳出決算額488億9,428万1,000円、歳入歳出差し引き残額11億7,840万2,000円。国民健康保険特別会計、歳入決算額68億7,212万5,000円、歳出決算額62億8,691万6,000円、歳入歳出差し引き残額5億8,520万9,000円。老人保健特別会計、歳入決算額92億4,970万円、歳出決算額92億9,277万8,000円、歳入歳出差し引き残額、△4,307万8,000円。介護保険特別会計、歳入決算額53億3,889万6,000円、歳出決算額52億1,109万7,000円、歳入歳出差し引き残額1億2,779万9,000円。簡易水道特別会計、歳入決算額24億5,006万円、歳出決算額23億6,479万5,000円、歳入歳出差し引き残額8,526万5,000円。下水道特別会計、歳入決算額67億5,540万4,000円、歳出決算額66億1,702万6,000円、歳入歳出差し引き残額1億3,837万8,000円。土地取得特別会計、歳入決算額1,141万5,000円、歳出決算額1,141万5,000円、歳入歳出差し引き残額ゼロ。宅地造成特別会計、歳入決算額892万3,000円、歳出決算額851万9,000円、歳入歳出差し引き残額40万4,000円、歌代の里特別会計、歳入決算額4億6,170万5,000円、歳出決算額4億4,815万3,000円、歳入歳出差し引き残額1,355万2,000円。五十里財産区特別会計、歳入決算額70万7,000円、歳出決算額45万2,000円、歳入歳出差し引き残額25万5,000円。二宮財産区特別会計、歳入決算額149万4,000円、歳出決算額139万7,000円、歳入歳出差し引き残額9万7,000円。新畑野財産区特別会計、歳入決算額569万1,000円、歳出決算額541万2,000円、歳入歳出差し引き残額27万9,000円、松ヶ崎財産区特別会計、歳入決算額3万8,000円、歳出決算額3万6,000円、歳入歳出差し引き残額2,000円。真野財産区特別会計、歳入決算額285万6,000円、歳出決算額260万3,000円、歳

入歳出差し引き残額25万3,000円。

審査の結果、当委員会は原案を認定するに当たり次の意見をつけます。

意見。1、一般会計。(1)、公金支出命令票について。会計課の審査で公金支出票の記載不備等によるものが約20%に上ることがわかった。これは放置できない。全課に対し、伝票処理のマニュアルの徹底を急ぐよう促したい。

(2)、生徒のいじめ対策について。いじめ問題について、「学校におけるいじめ問題に関する基本的認識と取り組みのポイント」を取り寄せて審査した。小学校5件、中学校8件のいじめが予想され、うち1件は解決したとの説明を受けたが、これは氷山の一角と見るべきで、教育委員会が中心になって学校、家庭、地域が一丸となった対策を進める必要があると思料する。

(3)、BDF事業について。廃食油のディーゼル軽油代替燃料製造実験事業は国からの交付金を受けず、独自の調査と判断で導入した事業として注目されていたが、既に公用マイクロバス7台の運行を行い、成功をおさめている。最終的には市の回収可能数量1万2,000リットルの廃食油によって10台以上のマイクロバスに油供給が可能になる。軽油との金額差は1リットル18円が予想されるが、リサイクル、環境保全面を考えれば採算面でも心配ないとのデータを実験結果で示したことは貴重な行政成果である。

(4)、繰越明許費について。土木費を中心にして繰越明許費が目立っている。特に土木費の繰越明許費は8億7,106万1,000円になっている。さらに、不用額は9,423万6,521円になっており、予算執行のずさんさと言うほかはない。これらは、性格上支所に集中しており、予算統制の乱れを意味するもので、本庁と支所との連携がうまくいっていない証拠である。嚴重に改善を求めたい。

(5)、し尿処理場について。し尿処理場の現状は築20年、30キロリットル処理能力の「標準脱窒素処理方式」1基、築30年、20キロリットル処理能力の「嫌気消化方式」1基、築40年、20キロリットル貯留施設1基、築22年、20キロリットル処理能力の南部施設1基と流域下水処理場に10キロリットルを処理委託しているが、処理能力を超える多量のし尿排出量はくみ取り業者の調整収集で維持されている。これは、極めて危険な状態で、施設の増改修を含めて改善を急がれたい。

(6)、ごみ収集委託について。ごみ収集委託料は3億8,323万5,800円で、ごみ収集委託業者は佐和田支所管内、相川衛生組合、二見清掃、親和興業、佐渡清掃事業、国仲清掃、高椿、両津市清掃組合の8社であるが、審査の時点で委託料の3分の1を占める両津市清掃組合の見積書がファイルされておらず、後刻別のところにあつたとの報告を受けた。なぜこのような事故が起きたのか説明はない。重要な文書管理の徹底を改めて指摘したい。

(7)、時間外勤務について。平成16年度は7万2,128時間で1億6,170万8,189円が支払われている。17年度は5万9,684時間で1億3,637万3,339円と改善されているが、内容を分析すると、本庁「環境保健課、建設課、選挙、監査、農業委員会、学校教育課」、両津支所「庶務課、税務課、市民課、産業課、建設課」、相川支所「市民課、地域振興課、産業課、学校教育課、生涯学習課、水道課」、佐和田支所「市民課、産業課、生涯学習課、水道課」、新穂支所「庶務課、市民課、地域振興課」、畑野支所「産業建設課、教育委員会畑野事務所、水道課」、真野支所「市民課」、羽茂支所「産業建設課」、赤泊支所「産業建設課」については増加している。増加については、それぞれ理由はあると思われるが、事業分量と人員配置の適正に向けて内容の分析が必要と思料する。

(8)、環境基本計画と産業廃棄物について。環境基本計画策定委託に610万円が使われているが、環境衛生費に道路側溝汚泥処理に約220万8,000円が使われている。この汚泥は、産業廃棄物として本土へ運んで処理している。佐渡に産業廃棄物最終処分場があれば汚泥を本土へ運ぶことはない。環境基本計画に産廃に関する基本的な計画を明示して、環境の島における産廃についての行政課題を明確にすべきである。

(9)、監査体制について。決算書の調書についての記載漏れが散見される。また、公金支出命令票の記載不備が20%もあり、公営企業の「財務に関する特例を定める規則」により、支出に関する伝票等が会計課のチェックを受けないことに原因があるのか、契約事務の不適正指摘が公営企業会計に集中している。また、土木費だけで予算の16.3%、8億7,106万1,000円の繰越明許費が次年度に送られている。これは、9支所の予算統制の乱れを意味するもので、議会の決算審査も時間の関係で支所には及ばないことから、監査体制の強化が求められる。今後監査委員の常勤化を含めて検討する必要があると思料する。ただ、17年度の監査「意見書」で感じることは、公表される文書であることを理由に具体性に欠ける面があるが、予算執行について監査の目を通して適正化を促す使命感が監査委員になれば外部監査が必要という意見も出てくる。

(10)、入札について。平成17年度の入札については、工事件数994件、発注額110億498万4,479円で落札率は95.19%である。委託契約は310件で、発注金額は9億3,376万1,037円で落札率は90.43%であるとの説明を受けた。予定価格については、積算は新潟県積算基準により分切りは行わず決定しているとのことである。佐渡市の入札の大半は指名競争入札制度を採用しており、それが落札率を高めているとすれば、財政の厳しい折柄、合理的な発注価格を確保するため今後検討する必要があると思料する。

(11)、財産に関する調書の訂正について。行政財産のうち、学校の非木造建築物の年度中増加高は2,684平方メートルで、年度末残高は16万9,068平方メートルであるべきところ、調書は16万6,384平方メートルとなっている。当委員会は、財産に関する調書の訂正を急ぐよう促したが、審査終了までにその手続はとられていない。当委員会は、ほかにも訂正すべきところがあり、12月13日付で市長に文書で訂正を申し入れたところである。監査委員のチェックを経た決算書附属調書の誤りを議会決算委員会が発見、指摘せざるを得ないということは行政事務の混乱を示しているもので、嚴重に注意を促すものである。

(12)、観光行政について。平成17年度観光行政で支出した金額は2億16万6,157円である。昨今の観光の低迷は佐渡汽船の経営不振もあって、攻めの観光に徹し切れないものがある。今後観光協会の行政からの独立が進められると思うが、その場合旧町村会から派遣している職員と協会が独自に採用した職員との賃金格差等が生ずるが、協会に対する補助金との兼ね合いを含めて旧町村会職員問題は合併前の積み残した問題として急いで解決する必要があると思料する。

(13)、市議会の図書費と研修について。市議会の図書購入費は15万8,760円である。近く地方自治法の改正により議会の専門的事項調査の外部委託、議長の臨時議会招集請求権の確立、常任委員会への所属制限の撤廃、常任委員会等の議案提出権の確立が実現されることになっている。これらの改正にたえられる議員の研さんに必要な図書を整え、時代の要請にこたえられる職員の研修費等、来年度以降の予算に反映されたい。

(14)、議会の政務調査費について。政務調査費の支出額は564万円である。その大半は、行政視察に使われている。政務調査費は1人年額9万6,000円と少額であるが、行政視察に消費する場合、視察目的を

事前に定め、具体的な報告書の提出を義務づけることを議会として定めて統一すべきであると思料する。

(15)、交通事故について。17年度の交通事故の件数は10件である。過失割合は、市が100%責務を負うもの4件、市が90%の責務を負うもの1件、市が85%責務を負うもの1件、市が80%の責務を負うもの3件、市が75%責務を負うもの1件である。規律の乱れと言うほかはない。今後何らかの対策を要すると思料する。

(16)、収入未済について。平成17年度の主要収入未済額は4億8,165万384円である。16年度に比較して5,593万円の増加である。特に市税6,023万7,895円の増、分担金及び負担金150万4,571円の増、使用料及び手数料566万3,673円の増が目立っている。財政多難の折柄、回収には一層努力されたい。

2、特別会計。(1)、国民健康保険特別会計について。国民健康保険特別会計の状況は、県下20市(平成17年度)の保険税の比較では1人4万6,000円台で一番安い。基金についても20市の上位5位に位置して安定しているが、さらなる向上を目指すために疾病に対する予防等の啓発推進など対策を進めて、県下一安い保険税を今後も維持するよう要望する。

(2)、下水道特別会計について。現在までに完了した下水道事業の水洗化率(つなぎ込み率)は、市街地中心であるにもかかわらず45.7%と低い。そのため一般会計からの繰入金は下水道公債費交付税算入額11億4,400万4,000円を7億3,161万4,000円も超える18億7,561万8,000円になっている。今後つなぎ込み率を高めないと市の財政に重大な影響を及ぼすことになるので、対策を急ぐべきである。

継続審査中の議案第148号 平成17年度佐渡市病院事業会計決算の認定について。本案は、両津病院、相川病院及び介護老人保健施設「すこやか両津」の公営企業会計決算について、地方自治法の規定により議会の認定を求めるもので、概要は次のとおりであります。収益的収入30億1,090万8,000円、収益的支出31億3,976万2,000円、資本的収入2億1,869万4,000円、資本的支出2億2,103万円。

施設別収支状況。両津病院、収益的収入16億3,909万8,000円、収益的支出18億8,598万円、資本的収入1億4,194万3,000円、資本的支出1億4,420万5,000円、収益的収支、△2億4,688万2,000円。相川病院、収益的収入9億2,705万5,000円、収益的支出7億4,359万5,000円、資本的収入4,025万2,000円、資本的支出3,780万2,000円、収益的収支1億8,346万円。すこやか両津、収益的収入4億4,475万5,000円、収益的支出5億1,018万7,000円、資本的収入3,649万7,000円、資本的支出3,902万2,000円、収益的収支、△6,543万2,000円(施設別の収益的収支は消費税抜き)。

審査の結果、当委員会は原案を認定するに当たり次の意見をつけます。

意見。議案第148号は、性格の異なる両津病院、相川病院、介護老人保健施設を一本の会計でまとめているが、公営企業の経営上問題があるので、各施設別収益的収支を明らかにして各会計の独立の必要性を指摘する。

1、両津病院。両津病院は、130床の一般病院で、医師の標準数は前年実績から17年度は10人必要であるが、内科5人、小児科1人の6人体制である。臨時医師を加えて70%を維持しているが、これでは医療法の基準から病床利用率60%以上の経営は望めず、赤字経営は解消できない。当委員会は、平成元年から17年までの経営実績をとって分析をしたが、平成14年度に330万円の現金を残して収支のバランスがとれている。この年は、新大のK医師、インターネット募集のO医師の貢献が大きい。医師確保こそ病院経営のかなめであるが、これに対する主体的対策は何もとられていない。そのみか17年度に県から薬剤師不

足の改善を勧告されているが、そのことを保健医療課長も承知していなかった。こんな状態では病院経営はできない。

2、相川病院。相川病院の収益的収支は1億8,346万円の黒字決算になっている。主な理由は、一時借入金等の解消を目指す一般会計からの3億3,921万9,000円の繰入金によるものである。相川病院は、療養病床58床を有する病院であるが、平成17年3月に示された診療報酬の改正で今までのマルメ方式から患者の症状による5ランクの報酬計算により、病院として生き残るには症状ランク3と2の重症患者80%の確保が求められており、国の不安定な医療政策がもたらす地方病院への圧迫であるが、このまま推移すれば平成17年度の繰入金による財政改善も帳消しにされかねない状況にある。現在相川病院の患者層は国の基準3（高い報酬）の患者は33%で、国の基準2（今までどおり）の患者は32%で目標の80%には届かない。院長を中心に相川病院経営陣が運営方針の改善を急速に迫られている。

3、介護老人保健施設。介護老人保健施設「すこやか両津」の収益的収支は6,543万2,000円の赤字である。要因は、院内感染による入所者抑制が大きい。介護老人保健施設「すこやか両津」は、平成5年に建設されたもので、当時は医療保険の支払いを受ける医療施設であった。現在は、介護保険からの支払いを受ける特別養護老人ホーム「歌代の里」と同じ運営形態になっている。医療保険から離れた「すこやか両津」は、公営企業会計から特別会計に移って独立する方がより現実的であり、両津病院のスリム化にも貢献できるものと思料する。

以上、3施設について記述したが、冒頭の指摘のとおり、病院が真に市民の医療施設として貢献するため、組織機構の問題を含めて検討を急がれたい。

継続審査中の議案第149号 平成17年度佐渡市水道事業会計決算認定について。本案は、両津、相川、佐和田、金井、新穂、真野の6地区における水道事業の公営企業会計決算について、地方自治法の規定により議会の認定を求めるもので、概要は次のとおりであります。収益的収入11億3,684万7,000円、収益的支出10億7,236万2,000円、資本的収入5億6,409万4,000円、資本的支出9億2,924万3,000円。

地区別収支状況。両津地区、収益的収入3億7,210万3,086円、収益的支出3億9,079万3,031円、資本的収入1億830万688円、資本的支出2億4,121万4,516円、収益的収支、△1,535万9,945円。相川地区、収益的収入1億6,616万9,764円、収益的支出1億5,710万4,566円、資本的収入8,847万7,555円、資本的支出1億6,961万1,869円、収益的収支906万5,198円。佐和田地区、収益的収入2億1,955万2,650円、収益的支出2億341万1,793円、資本的収入5,490万5,909円、資本的支出1億3,026万5,203円、収益的収支1,614万857円。金井地区、収益的収入1億4,688万3,392円、収益的支出1億5,014万1,786円、資本的収入7,747万5,370円、資本的支出9,639万6,253円、収益的収支、△325万8,394円。新穂地区、収益的収入8,409万9,264円、収益的支出6,552万5,341円、資本的収入1億4,977万7,109円、資本的支出1億7,692万1,870円、収益的収支1,857万3,923円。真野地区、収益的収入9,543万8,868円、収益的支出7,220万4,736円、資本的収入8,388万5,320円、資本的支出8,437万3,926円、収益的収支2,323万4,132円（地区別の収益的収支は消費税抜き）。

審査の結果。当委員会は、原案を認定するに当たり次の意見をつけます。

意見。当委員会は、公営企業の水道会計について、今後の改善策を具体的にするため、地区別の収益的収支を明らかにした。その結果、両津地区と金井地区がマイナス収支になっている。一方、真野地区は水中のトリハロメタン含有率が0.055ミリグラムと水質が悪い。これら二つの問題を同時に解決するために

は水道料金と給水区域の一元化を急ぐ必要がある。17年度は、各地区の収支状況を辛うじて分離することができたが、18年度以降は困難と思料するので、当委員会の指摘に沿って急いで改善を検討されたい。

以上であります。

○議長（梅澤雅廣君） これより質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、通告順により発言を許します。

白杵克身君。

○5番（白杵克身君） ちょっと委員長の方を見てやります。ただいま非常に格調の高い委員会報告をいただきまして、これから2点ほど質疑をさせていただきたいと思います。

市の歳入の対象であります市税の滞納整理事務についてお聞きいたします。平成17年度末の一般会計の市税の収入未済額は4億4,858万4,000円です。そのうち滞納繰り越し分の収入未済額は市民税、固定資産税及び軽自動車税の3税目で3億717万2,000円であります。滞納繰り越し分の徴収率はわずか15.7%となっております。市の執行部におきましては、昨年度から滞納整理を進めるために動産等の差し押さえ事務等につきまして職員の研修を実施しているようにお聞きしております。決算委員会において、実際の滞納事務整理にどのように反映され、成果が上がっておるか審査されましたかお伺いいたします。

次に、市営住宅の使用料、家賃の収入未済額についてお聞きいたします。市営住宅の使用料の収入未済額が1,826万2,000円計上されております。この滞納整理事務についてお聞きいたします。委員会で把握している家賃の滞納状況、できれば件数、金額及び滞納の期間、それから滞納の主な理由、それから滞納者の中には真にやむを得ない事情がある方もいるかもしれませんが、説得なり督促を重ねることで家賃の納付可能者がおるのかお尋ねいたします。

以上、2点につきまして把握している範囲でお尋ねいたします。

○議長（梅澤雅廣君） 答弁を許します。

加賀委員長。

○決算審査特別委員長（加賀博昭君） 端的にお答えいたします。

滞納整理技術を習得するために県主催の収税専門研修に2度ほど佐渡市の職員は参加をいたしております。1回目は、供託、搜索、インターネット公売関係というテーマで研修をしております。2回目は、破産法、会社更生法、民事再生法の倒産3法であります。17年度の滞納処分実績を見てまいりますと、預金を中心に18件の差し押さえを執行しておりますが、残念ながら動産関係はありません。非常に難しい面があるので、そういうことになっておるわけでございます。一般論といたしまして、悪質滞納者については財産調査等を徹底して差し押さえるように検討せよと、こういうふうには指摘をいたしますけれども、残念ながらこの程度の研修では実力はつきません。委員長の方から解説しておきます。まず、第1回目は供託だとか搜索だとかインターネットの公売関係ですから、これは一定の回収のための知識と。ところが、2回目は破産法、会社更生法、民事再生法でしょう。これは、とれませんよという勉強をしてきておるわけでございまして、相異なることを二つ勉強しておりますので、その結果それほどの成果が上がっていない。それは、委員長報告5ページ、(16)の収入未済のところでも申し上げておきましたけれども、16年度に対して税の未済額が約6,024万円増加しており、徴収には努力されておりますけれども、直接勉強したことがここに反映されたかという点、それははっきりと成果としては報告できない、こういうふうに思い

ます。

次に、家賃の問題でございますけれども、全体で104人が滞納いたしております。3カ月以上の滞納者は71人おります。金額は1,789万3,380円で、先ほど白杵委員が申しました数字と若干違うのは、駐車場分というのが36万8,700円ありまして、これを足しますと白杵委員のおっしゃった数字になるかと思うわけでございます。その内容をつぶさに調べてまいりますと、収監中に、つまり悪いことをして捕まえられたということでございますが、これは大体8年くらい滞納いたしております。これを除けば最長2年8カ月。滞納の主な理由は、無収入または収入に不安定さがあると、あるいは母子世帯と。生活に大変困窮しておるといようなものが見られるわけでございます。ただ、この際ちなみに申し上げるわけでございますけれども、市営住宅を利用されておる人は943軒おるわけであります。したがって、これに対する104人というのを電卓をはじいてみましたところ、11%というのが滞納しておるとい、これは事実としてご報告を申し上げられると思います。

それで、白杵議員は強制執行について委員長の所見があれば伺いたいと、こういうふうに設問しておりますが、私が分析する限り本当に悪質な滞納者というのはほとんどいない。例えば私が相談を預かれば、あなたはもはや生活保護対象者です、そちらの方を申請したらいいのではないですかというようなことも言いかねない、そういう状況であるということをご報告しておきます。大変ありがとうございました。

○議長（梅澤雅廣君） 2回目の質疑を許します。

白杵克身君。

○5番（白杵克身君） 今ほど次の質問で聞くものを先にお答えをいただきまして、ありがとうございました。家賃の方では最長8年ですか、それからその次は24カ月というのが多いということですが、市の条例で見ますと一応明け渡し請求というのがありまして、第45条に入居者が家賃を3カ月以上滞納したとき、その入居者に対して市営住宅の明け渡しを請求できると。その請求を当然しておるわけですが、それをしてもお滞納された方がおるといことで、今お聞きしますと悪質な方はいないということでありますので、その点は安心いたしました。この退去を求める強制執行につきまして委員会の中で何か質疑のやりとり、言及がありましたか。その事実をお伺いします。

○議長（梅澤雅廣君） 加賀委員長。

○決算審査特別委員長（加賀博昭君） いや、あなたが質問をしないのに答弁はしておりません。あなたの今の質問は、つまり強制執行というのをどうしてもだめなときはやらねばならないのではないかという意味を含みながらの質問だろうと思うのです。ご案内だろうと思えますけれども、私はこれはちょっと委員会としてその審査を延々とやったかといと、それはないのです。ただ、委員長はこの件について承知をしておるのですが、これは裁判の判例がございまして、簡単に強制執行というのはいけないという、もちろん一判決ですから、すべてに及ぶということはいませんが、しかし非常にこの市営住宅からの退去、強制執行というのはいない判例もありまして、非常に困難な面があるなど。先ほどちょっと先走って答弁してしまったのですが、大変低所得者という人が多い中では、これはまず裁判やっても無理だろうというふうに認識しております。

以上です。

○議長（梅澤雅廣君） 次に、肥田利夫君の質疑を許します。



肥田利夫君。

○55番（肥田利夫君） それでは、決算委員長の報告に対し、質問をさせていただきます。委員長以下決算委員の方々、長い間膨大な17年度決算について審査をされまして、本当にご苦労さまでございました。深く敬意を表します。

さて、いろいろなやじが、肩の軽い人たちのやじがるる耳に入ってまいります。委員長の報告に対して、よく暇があったなとか早くやめろとか、そういうやじは本当はいただきたくありません。みんなが真剣にやっているのだから自分も真剣になってもらわないと、私らが苦労したことは何にもならない。かえって迷惑だと言われておるわけでもございまして、その辺は極めて残念でございます。ただ、実は私は11月の7日から9日にかけて質疑通告書に全部書き切れないので、レポート用紙に10枚、なぐり書きで出しました。それに対して先ほど委員長から報告がございましたとおりの資料が、これは資料です。委員長からもらってあります。それから、委員長が示されました報告書もあります。ただ、そのほかに委員長からもらったのではないですが、よそから入手をしたこの資料もございまして。こういったものをどこでどなたがつくったのか見ればわかりますが、事務当局にもかなり苦労をさせたなと思っております。実は、私去年、おとしは決算委員でございました。したがって、今回私が出した質疑の内容につきましては、私は決算委員会の席上で精査をさせていただきました。今回委員でないからそれにかえて質問書を提出をしたわけでもございまして、決算審査委員会の席上でこういうお話があったことを聞きました。私が監査委員のときに肥田さんにこんな細かいことをがらがらやられて苦しめられたのだというような発言もあったやに聞きました。極めて不謹慎な発言であると思っております。その人が監査委員のとき、私は時の議長でございました。そういう状態の中で決算審査を進めてきた委員の方々の姿勢は、きちっとテレビを通じて皆さんにご報告をさせていただかなければならないと思っております。悪口を言うための茶利であったとしても場所と言葉を慎んでいただかなければならないと思っております。

さて、先ほど言いました10ページに及ぶ、細かいところまでいくと八十何カ所ございまして。その中で回答をいただきました。先ほど言いました、委員長から。それをずっと見ていきまして、今回七つ、八つに絞り込みました。まだまだとても満足のいく回答ではございませんでしたけれども、改めてまた報告書ももらって1時間後までにまた質問書を出せと言われても、とてもいとまがございませんでしたので、主なものを七、八カ所ばかり出してございまして。それにつきまして、これからお聞かせをいただくことにしたいと思います。まず、第1番目、水道事業会計についてお伺いをいたします。企業債の明細中、前年度と不合のものがあるが、なぜかという最初の問いに対して、次のような回答がございました。読み上げます。企業明細書45から46ページのうち、平成15年3月25日発行、財務省財政融資資金からの借入れ4,720万円の企業債備考欄の統合簡易水道は両津配水池整備事業の誤りと、こういう回答でございます。私も最初短く質問をしておきましたので、こんな回答が返ってきたのかと善意に解釈しておりますが、実は私が聞きたかったのは次のような事柄です。平成16年度の決算書で調べてみました。発行済みで未償還残高があったにもかかわらず、17年度決算書で記載していないものが16件あると思われまして。そして、16年度決算に記載していなければならなかったもの（発行年月日から見て）です。それが9件新たに出てきていると思われまして。これは、16年度の決算書にあって17年度の決算書に抜けておるもの、これ16年度は各地区別に載ってございました。17年度は、これを一括でどこということなしに発行年月日順に載せてあったかと

思います。さて、そこで16年度の決算残高93億6,900万でございました。ところが、17年度の前年からの繰り越しに当たる分は91億6,420万です。この差が2億480万でございます。さて、どうしたのだろう。16年度にあって17年度に載っておらない、いわゆる欠落分が2億5,430万でございます。一体これはどうしたことなのだろうなという、これに対する回答も先日委員長からは聞かせてもらいました。先ほど言いました16年度の決算に載っていなければならなかったもの、いわゆる発行年月日から推して。それが今回17年度決算に新たに出てまいりました9件につきましては判明をいたしました。いいですか。両津地区の白瀬地区の簡易水道に16年度は処理をしておったものが今回公営企業の方にぼんと載ってきた。6,490万。入ってきたことはわかります。ところが、簡易水道会計は一般会計の中にあります。これが公営企業の方に入ってきた、どういうことなのだろうかなという疑問も出てまいります。それと同時に、いわゆる欠落をした16件につきましては、17年度には償還がなかったのかどうか。もし償還があったとすると、これ決算書の数字が合いません。いいですね。決算書で17年度の償還額明細のトータルと決算書にある額とは一致しております。そうなりますと、この欠落をした16件の中には17年度には償還がなかったということにならなければならないと思うのですが、これどうなのでしょう。その辺は、委員会で調査をしておられるはずだから、これからお答えがいただけるであろうと思います。

次に、病院会計について。意見書に貯蔵品棚卸に違いがあり、18年度で適正処理をするよう指導したとありますが、17年度決算のやり直しを命ずべきだと私は思います。これは議会はできません、審査ですから。監査の段階ではこれはできると思います。安易に過年度損益修正と使うことは、当年度の正確な決算額を把握できないし、正確な決算額とは言いがたい事柄であろうと思います。これ過年度損益修正、過年度分につきましては一般会計でもまた出てまいります。私は、この中で単に数量と金額が示してあるが、決算委員会ではどんな監査委員の姿勢について、どのような見解であったのか。決算委員会の監査委員の姿勢に対するご所見をお伺いをいたしたいと思います。

次にいきます。次は、一般会計についてでございます。これは、決算書の44ページにございました。寺田財産区の特別会計繰入金でございます。また出てきたか、いつまでやっているのだということであったそうでございます。非常に残念なことでございます。その中で、私はそれに対して、この繰入金に対して寺田財産区特別会計がない。繰入金があるのだから繰り出した方もなければならない。ここに資料もあるのでありますが、一応しなければならぬという項もございまして。さて、それで回答欄では、地方自治法第294条3項により特別会計を設けているが、地方自治法第295条により財産区議会が議決するものであり、佐渡市議会の審議対象にならない。条例違反にはならないと解していますとございます。さて、そこで我々佐渡市議会は以前から申し上げておりますように寺田財産区の、前に出てきたのは目黒町財産区でしたよね。いずれにしても財産区の内容について私たちが審議、審査をしようと言ってはおりません。そのところを間違わないでください。今までは、どうも財産区の内容は議会制をとっておる以上向こうでやるのだから、こっちはやる資格がないのだと。私は、よそ様のことを審査をしようというのではないのです。そんなことは一度も言ったことはありません。今までの議事録全部ありますけれども、向こうの内容について審査をしようと言ったことは一度もございません。質問の意味が理解をされていないと私は今思っております。佐渡市の特別会計条例の中に、いいですか、佐渡市に特別会計条例がございますよね。この中に議会制をとっている財産区の特別会計を設置する必要があったのかどうか疑問も出てまいります。審査で

きない、内容を審議できないところの特別会計をつくる必要があるのかないのか。いいですか。設置してある以上、佐渡市の会計にも載せるべきである。いわゆる何々財産区特別会計という項目だけは載せるべきである。あるいはまた、寺田財産区特別会計繰入金という項を変更すべきではないかなというふうにも考えています。これらのことを決算委員会ではどのような見解をお持ちかお聞かせをいただきたいと思えます。いろいろと資料がもらってあります。これは、事務方からの資料であろうと思えますが、委員長が苦労して事務方から取り寄せた資料であろうと思えますが、これを見ると今ほど言いましたように解釈が違っておるとしか思えません。そこで、委員長、特別会計を佐渡市に設置をした理由というのは一体どうということなのだろうかねと。まず、そこから解きほぐしていかないとこの問題の解決ができないのではなからうか。いろいろとこの資料も出て、もらってありますが、いわゆる議会制をとっておる財産区については、行政が特別会計を設置していないところもあるというような意味の資料も出してもらっておるのですけれども、まずとりあえず前段では決算委員会ではこの事柄についてどのような見解をお持ちかお聞かせをいただきたい。

次に、雑入関係のことで申し上げます。決算書では49ページから60ページに載っております。私は、まずこういうふうを考えました。雑入処理でよいのか疑問に思われるものがある。内容確認と、科目が適正か、歳出科目との関係はないか検討されたいと、こういうふうな質問を送りました。もらった回答、これは議員が考えた回答ではないようで、多分事務方だろうと推測をいたします。発生の都度協議し、どこの歳入科目にも当てはまらないものを計上しているが、内容によって特定財源となるものは歳出科目に充当している、これは回答です。とありますが、特定する歳入科目なし、過年度分のためとしかない。財産収入に該当するものはないか。過年度分にしなければならなくなった経緯等の審査はどのようにしたであろうかということをお伺いしたいのですが。さて、ここで先ほど委員長は議事録に残すためにと言いましたので、私もそれを引用して議事録に残していただきたいと思えます。よろしいでしょうか。50ページの用地貸付料172万9,532円とあります。これに対する回答は、特定する歳入科目なし、一般財源。いっぱいあります。いいですか。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○55番（肥田利夫君） いや、議事録に載せてもらいたいのです。52ページ、土地の評価精通者謝金19万3,240円、これは歳入です。これも特定する科目なし、一般財源。同じ52ページ、他会計郵便料6,600円、特定する歳入科目なし、科目充当。同じ52ページ、旧二見小学校工事費負担金30万、過年度分のため、一般財源。隣で委員長がそんなこと言わぬでもいいと言うて怒るので、これずっと言うと大変時間がかかります。ただ、この回答書にはひとつ一番最後が抜けております。60ページにある用地貸付料6,612円、これが抜けておるのですが、なぜこれを聞くかということ、かつて加賀先生のご紹介によりまして私どもは「歳入歳出科目解説」という本を求めました。それで、いろいろ私なりにチェックをしたところがございまして。そういたしますと、これは財産収入に該当はしないか。中身がわからないから判断のしようがないのです。特定する歳入科目なし、中身が何であるかわからないでしょう。先ほど言いましたように、私は内容確認と科目が適正か検討されたいと。内容は、これでは何にもないでしょう。過年度分のため、あるいは特定する歳入科目なし。これでは中身は何にもわからないでしょう。つくった人はわかるのかもしれませんが。でも、私は聞いておるとこれは全然わからない。財産収入の中の土地や建物の貸付料というのは

ありますよね、財産貸付料。こういうところに該当をするものはなかったのかどうか。これ金額的に大分いっぱいあります。さて、それと過年度分について、これも単純に過年度分のため、どういう理由でいつ過年度分になったのか、そのことの解説が、お答えが何にもないのです。悪く解釈をしますと、また差別用語だといって議長に怒られるかもしれませんけれども、わかりやすく言います。ぼおっとして処理をしないで、あら、5月31日過ぎてしまったわ、これは大変だわという、6月になって請求したら入ってきた、これは過年度です。そういった事柄というのはないのかどうなのかということの判断を我々はやっぱりしたいのです。金額的には非常に小さいものがあるのです。54ページに過年度分用地占用料72円というのがあります。占用させておったのでしょ、土地を。これは、翌年度まで気がつかなかったということなのかどうなのか、この辺の精査をしていただきたかった。これは、本当は監査委員がやらなければならないかもしれません。その前にやっぱり事務方です。こんな小さいことと言うたのはこういうことなのか何なのかわかりませんが、そういうものが非常に不明確であるなど。冒頭に言いました。私は、決算委員のときには委員会の席上でこれらは全部聴取をしておりますが、今回それができないので、委員会の方をお願いをいたしました。

次に、歳出へいきます。決算書のページで188ページにございます。家畜導入事業資金給付事業返還金135万2,464円、これの理由は何だろうかと質問を出しました。回答欄では、肉用牛特別導入事業基金を合併協議会産業経済部会では補助金を返還して合併することになっていたが、これからが問題なのです。私もらった資料を二つ合わせてつくりました。旧畑野町、旧真野町については返還をしていなかった。今回旧畑野町分の貸し付けが終了したので、国、県の補助金を案分し、135万2,464円を基金を財源として返還するものでありますとあります。さて、ここで合併協議会で全部返して合併をしましょうやということを決めてあった。この産業部会の中で、それがなぜ合併前に返還していなかったのか。これを考えてみましょう。旧畑野町、合併協議会の会長のおひぎ元です。旧真野町、現佐渡市の市長のおひぎ元です。これは、どういうことだったのでしょうか。畑野町については、これは返したと。しからば、現在真野町の方はどうなっているのだろうか。そして、その金額は一体幾らなのだろうか。ところが、このことに対して事務方からクレームがきました。旧真野町についてはというのは報告書にはないから、これは入れてもらっては困るというのです。ところが、私が先ほどお見せいたしました資料の中にはちゃんとあるのです。これも回答というところにあるのです。双方とも私は委員長からちょうだいをしたものです。そうすると違う資料がつくられておった、決算委員会では。これは、一体どういうことなのだろうかという気がいたします。このことについてもお教えをいただきたい。

次に、特別会計です。歌代の里特別会計の関係です。給食費、あるいは福祉費の中に光熱水費負担金というのがございます。私は、これは負担金ではなくて両津病院との関係だということなので、それはわかるのです。両津病院の会計を見ますと水光熱費でちゃんと出ているのです。であるならば、歌代の里の決算書にも光熱水費で載せた方がバランスがとれるのではないだろうか。負担金として両津病院へ渡すのではない。歌代の里とすれば光熱水費ではないかなという気がいたしますが、いかがなものでしょうか。

次に、もう一つ特別会計。真野財産区の特別会計。予備費から費用弁償の流用として2,000円ございます。ところが、決算をくぐってみたら2,900円の不用額が出てきた。しからば差し引き流用する必要なかった900円、流用しなくても900円の不用額は出てくる。こういうのはどうなのでしょう。2,000円を払

った、支給をした、予算がないからということで2,000円予備費から流用した。それがいつであったのか、  
どういう理由でどうなってこういう数値が最後にまとまったのか、そのことが回答には出てこない。かつ  
て私も合併前に決算委員長を10年やりました。10回。ありました、同じのが。監査委員をやった経験のあ  
る人が議員に出てまいりまして、やっぱり同じのが見つかりました。さて、そういったことを振り返って  
みますと、やっぱり金額とすれば2,900円なのだということですが、会計の取り扱いということになりま  
すとやっぱり監査の経験のある人に過去に指摘を受けたということになりますと、これはやっぱりある意  
味では大きな事項であろうと思います。このことについても同僚議員にも言われました。そんな小さいこ  
とは我々はわからないのだと。

〔「そんなことない」と呼ぶ者あり〕

○55番（肥田利夫君） いや、そういう議員がおりました。私は言われました。これらのことは、今委員長  
はそんなことはないという話でございますので、恐らく委員長の手元では精査してあろうかと思いま  
すので、まず1回目の質問にします。

○議長（梅澤雅廣君） 答弁を許します。

加賀委員長。

○決算審査特別委員長（加賀博昭君） 議事録にはばっちり残りましたので、私の方は簡明にやります。

まず、水道事業会計についての企業債明細が16年と17年では合わないのではないかと、こういうこと  
でございます、一言で言うと。あなたにはまだ見せていないのがあるのだけれども、ここに、あなたも図ら  
ずもさっき私のやった資料を読み上げた。先ほど私が水道事業を分析した結果、金井町と両津の上水道が  
赤字だということを申し上げたのは記憶していますね。これが影響しておると。まず、水道事業、あなた  
が言うておるページ33からページ47にかかわるこの公営企業債の調書の件でございますけれども、白瀬簡  
易水道というのがこの年に編入されまして、もともとは簡易水道であったわけですが、これがそっくり上  
水道に移管した際に借金も持って動いたと、こういうこと。これは、あなたはお認めになるだろうと思  
うのです。もう一つは、平成16年までは支所単位にあったのです。だから、その資料と17年の統合したも  
のと比較対照するとこれは絶対に合わないのです。したがって、あなたが質問されておる合わぬではな  
いかということについては、そういう意味があるのだということをご理解願いたい。これを一つ一つやっ  
ておるとあしたの朝まで私やらぬと、やろうと思えばやれますけれども、それはできない。したがって、ま  
ずそういうふうにご理解を願いたい。

次に、どうも棚卸だとか何だとかということは合わない、そして過年度損益を翌年度において修正し  
てしっかりやれと、こういうお話でございます。そのとおりでございますが、あなたの質問は最終的には  
監査委員の姿勢についてどういう見解を持っておるのだと、こういうことです。私は、ちゃんと申し上げ  
てあります。先ほど報告いたしました委員長報告（9）、ページで言うと4ページでございますけれども、  
4ページの（9）で監査体制について指摘をいたしております。それは、17年度の監査意見書で感じるこ  
とは、公表される文書であることを理由に具体性に欠けておると、問題ありますよと、こういうふう  
に指摘をしておりますし、次の（11）の財産に関する調書の訂正についてというところでもこう結んでお  
るのです。市長がつくって監査委員のチェックを経た決算書の附属書の誤りを議会の決算委員会が見つけて指  
摘して、そして直させるなどということ、まことに言いにくいけれども、職務怠慢なところがあるとは

書いてありませんけれども、監査委員のチェックを経た決算附属書の誤りを議会決算委員会が発見、指摘されるということは、行政事務の混乱を示しておるといふふうに明快に指摘をしておるところでございまして、肥田議員からそれはちょっと足らぬぞと、もっと厳しくやれと、こう言うかもわからぬけれども、しかし言わんとするところは決算委員長報告本文に載っておりますので、そのようにご理解を賜りたい。

次に、寺田財産区の問題でございしますが、今事務局に言うて地方自治法を持ってこさせてこの条文を見ております。財産区の意義及びその運営ということで、これをやっておりますと大変な時間がかかるのだが、現在どういふふうになっておるかという、18款に繰入金というのがある、その1項に特別会計繰入金というのがある、寺田財産区特別会計繰入金というのがあるのでございしますが、これはできることなら今後検討していただいて、そして財産区特別会計繰入金という項目で処理をしてみるというのも一つの方法ではないか。いずれにいたしましても地方自治法第294条3項でいきますと、今肥田さんのおっしゃっていることと若干違いがあるのです。しかし、一言で言えば市民にわかりやすい会計処理というのがどう理屈をこね回しても私は中心になるべきことだろうと。これは、平成19年度の予算編成において工夫をなさないと、こう申し上げておりますので、その結果を見てまたあなたと議論することがあったらやらせていただきたいなと、こう思っておるところであります。

次に、雑入処理についてお答えをしたいと思います。用地貸付料が一体何で雑入なのだと、こういうことです。そこで、申しわけない、あなた決算書を見てください。あなたは、この50ページの015用地貸付料172万9,532円という、こんな大きな金が何で雑入なのだと、こうおっしゃりたいのだろうと思うのです。そこで、ご足労かけますが、84ページを見ていただきたい。この84ページの005というところに土地賃借料1,816万2,743円、金額に若干の差がありますが、これの関係の入りがなぜ雑入かということについて申し上げます。

つまりこういうことなのです。この84ページの土地というのは、50ページの雑入のことです。これは、真野にある検診センターの土地というのは、あれは民間の土地なのです。そこで、あれを建てるときにその民間の人に直接事業主体の事業者へ貸してやってくれと言ったら、町が入ってくれなければおれは嫌と、直接あの人たちと土地の賃借は嫌だということだから、この大きな金額がトンネルの形で民間の方に地代として行っておると。だから、金額は大きい、こういう処理の仕方をせざるを得なかったと。言ってみれば検診センターなるものは大事ですから、それはそれでつくりたいと。しかし、用地は民間の土地のために何らかの措置を講じなければならない。まさに妥協の産物として我が佐渡市の予算書の上ではこういう取り扱いをしておる。だからこそ私も不思議だと思ふ。金額は大きいのに何で雑入なのだと、こういうことですが、今私が説明したとおりでございしますので、ひとつ不承不承でもご了解を賜りたいと、こう思うのです。

次に、この188ページの牛の問題であります。これは、私は合併のときにあなたは何か役員だったのだが、おれは役員ではない。だから、おれは詳しいところはわからぬ。わからぬけれども、これは一言で言うて親牛を貸してやると。その親牛が子供を産んだらなせと、こういう事業なのだ。そこで、私が調べてみたところ、残高は基金のところにあります。1,526万2,000円という残高があります。だから、これは恐らく旧畑野町と旧真野町分だけではなくて、その後もやられておるのではないかというふうに推測します。しかし、約束は合併したときに皆清算してきれいさっぱりにしましよよと言ったけれども、牛を飼って

おるのは民間人でございます。おまえら合併のときにそんなことを決めたって、おれは牛を飼いたいのだと言ってなお牛を持っている人がおるものであると。おるからこそ数字がこういうふうになっておるのだ。真野のものは150万程度だと思いますが、だから真野の論議だけでは1,526万2,000円の残が何であるかというこの議論はできない。しかし、今私が申し上げましたようないきさつがあることは間違いない。まだ牛はおります。子牛を産ませて返さなければという事業が残っておると、こういうふうにご理解を賜りたい。

次に、特別会計についての歌代の里の光熱費について、なぜ両津病院に負担金として出しておるのかと、こういうことでございます。きょうは、これを語る者はもうおらぬと思うから、この際ひとつ皆さんからも聞いておいてほしい。私どもは、両津病院を建てたときに歌代の里の計画、畑野の……そこに渡邊庚二さんがおるから一応は知っておると思う。これを畑野に建てる、畑野に700坪買って建てることになっておった。いよいよ建てるようになったらぶん取ろうといって市橋保雄という両津の市長が頑張ったという、こういういきさつがある。このときに私どもは将来はこれは恐らく新穂と両津で歌代の里という特養を維持するような時代が来るのではないか。一島一市の合併は考えていませんから。それならばこの光熱費というのをエネルギー供給センターと称してそれを両津病院の地下につくって、そして歌代の里の光熱も供給しようではないか。厨房は一緒。リハビリセンターは歌代のものというわけのわからぬものをつくったのでございます。したがって、会計上、これは会計検査入ってきますから、会計上光熱費というのは両津病院に存在しておいて、歌代の里はその光熱費の金額の部分を負担金として両津病院に納めたという、こういう説明をしなければ肥田さんが言うように私も肥田さんの立場ならおかしいではないかと、こう言うところなのですが、本当の姿はこういうことなのでございます。ちなみに、申し上げますが、当時会計検査もかなり厳しいことを言いました。なぜならば福祉施設の光熱費は無税でございまして。税金がかかりません。病院は税金がかかる。そうすると、両津市は光熱費を税金のかからぬ方へ重く負担をかけておるのではないかとというようなことで随分厳しい監査を受けたということをお聞きのことなことでございますが、そういう経過があつてこういうことでございます。

次に、真野財産区特別会計の会計処理の面で、予備費から2,000円を流用しながら最終的には2,900円の不用残が出たのではないかと、これはどうなのだと、こういうご質問でございまして。これは、肥田さんはわかっておいて、加賀のやろうをひとつ困らせてやろうと思つてあなたは質問したと思うのだ。ところが、私はどっこいそうはいかぬのです。ご案内のように、予備費というのはお金がなくなってどうしても支出しなければならぬけれども、金がない、このときに使えるのが予備費でございまして。しかし、会計法上そうやって使った予備費というのを後で決算うってみたら金が余ったから予備費へ戻すという、そういう作業はできないことになっておる。ただ、ここにある2,900円の不用額は何で出たのだかと、こう言われると、恐らく真野財産区で会議か何かやって費用弁償をもらわねばならないのが恐らく休んだか何かして最終的には金が余ったのではないかと。したがって、これは予備費のお金とは厳密に区分をしていただいて、予備費を使うときはお金がなかった。最終的には支出が満額でなかったために2,900円が残った、こういうふうにご理解をいただきたいと思つております。私も一生懸命に答弁しておるのですが、気に食ふような答弁になったかどうか、2回目以降の質問でまたお答えをしたいと思つております。

○議長（梅澤雅廣君） 2回目の質疑を許します。

肥田利夫君。

○55番（肥田利夫君） 大変苦しい答弁ご苦労さまでございます。さすが加賀大先輩なればこそだなと思っておりますが、さて最初からまたいきましょう。水道会計についてですが……

〔何事か呼ぶ者あり〕

○55番（肥田利夫君） 周りから要らぬこと言われると時間はどんどん、どんどんかかります。肩の軽いやじは飛ばさないでください。

さて、今この水道事業会計についてお聞きをしたのですが、冒頭私も申し上げました。16年度は、地区別に小計が出されてございました。17年度は、これを全部ばらしたから合わないのだと。そうであってはなりません。合わないことはないのです。佐渡市として地区別にあると一括をしようと16年末の起債残高というのはきちっと合わなければならないのです。いかなることがあろうとこれは合わなければならない。これは監査の仕事です。その前に事務方の仕事であることは間違いない。決算委員会でそこまで調べるなんていうのはないでしょう。そんな細かいことを言うのは早くやめれというような委員の集団ではなおさらであろうと思います。失礼の段、お許しをいただきたい。事実と違ったらどうぞ後でおしかりをいただきたい。さて、そこで違うことだけは間違いないのです。事務方、後でこれは調べてみてください。実は、私これ調べ上げるのに、16本抜けておることを調べ上げるまでに3日間かかりました、うちで。それで、質問書を出して、回答をもらってからまた確認のために1日かかっております。ただ、その中で抜けているとは私言い切り得ません。思われるというふうに文章でもしてあるのですが、ただこれが私がやったのが正しいとするならば、この16本については17年度の償還はあったのかなかったのか。ここです。これは、監査の方も後刻やっぱり明細を出してもらわないとまらないのではないかなと思われるのですが、仮にこれ償還があったとすると決算額が違ってくるのです。なかったということが立証できるかどうか。前回、この前何日か前に委員長はこういう言い方をしました。国、県が返してもらう、取る立場だから、取りっぱぐれはないからそんなことはないと思うと。思うだけではだめなのです、これは。思うだけでは私はそうですかと引き下がれないのです。確実にこうでしたというものを証拠をもって示してもらわないと。まず、そのことと、もう一つ白瀬関係の簡易水道から企業会計に持ってきた。これは、一番古いのが昭和61年3月25日の700万から始まっておるわけです。16年10月29日まで合計9本、これがいわゆる一般会計の簡易水道会計から企業会計に入ってきた。そうすると会計が違うわけです。これがどういうふうに処理をされていくのか。水道会計についてはこの2点。

もう一つ、委員長。委員長からもらったこの9本の内訳の下にこう書いてあるのです。16年度決算書は、各支所ごとに計上していたが、17年度は一本にしたため、平成16年度分からはまとめて計上したと、こういうふうなことが書いてあるのです。この中で最後の平成16年度分からはまとめて計上したという16年度というのは、16年度決算のことなのだろうかどうなのだろうかということもひとつお聞かせをください。

病院会計については、これも監査の姿勢についてただしました。意見書の意見にあるとおりです。ただ、それだけではないと私は言いたいのです。常勤監査を置けば問題は解決してくるかと思いますが、今の監査体制では議会の日程に大きく左右されます。議長並びに議会運営委員会、よく考えていただきたい。定例会時期になると1日も平日休みがないでしょう。どうやって例月監査ができますか。こういう日程をつくること自体に議会として非常に大きな矛盾があるということを私はここで申し上げたい。その辺につい



ては、委員長はいかが見解をお持ちか伺いをいたしたいと思います。

一般会計ですが、特別会計も含めましてわかったようなわからぬような、ちょっと委員長に怒られるから、わかりにくい面が多々ございます。財産区の関係については、294条3項というのは向こうにつくる、相手の方に特別会計をつくらなければならない項のように私は解釈をしておりますが、解釈の仕方がどうなのかということはまた後刻いろいろ議論の対象になろうかと思ひますし、以前総務委員長に質疑をしたことがございます。その中で、総務部長から県へ照会をした事柄がございました。私は、そのときにも言いました。こういう質問をされれば私でも、はい、そうですよと回答を出します。私の言っていることと総務部長が県へ照会したこととは全然意味の違うことをやっておりますので、その辺で理解が違うのだというふうに申し上げておきたいと思ひます。

雑入関係。今、一、二例委員長から聞かせてもらいました。そういう説明があれば、前段の回答の中に先ほど委員長が答えてくれたような説明があれば、私もまたこんな苦勞する必要はなかったのだ。先ほど言いました。該当する科目なし。何だかわからぬでしょう、これでは。過年度分のため。全部そうなので、これ。皆さんのところへ行っているのだから、これ見てください。こんなことで質問者が理解できると思ひますか。これ委員長がつくったのだというから、委員長を責めます。心当たりの人はよく胸に手を当てて考えてみてください。これで理解ができるかどうかということ。

あと家畜のことについては、たしかそうなのです。うちの方にもこれ合併前にはあったはずなのです。これがきれいにするという部会の申し合わせだったのだと、よそはやったのに何でということですが、牛を飼っている人があるからと今でもずっとあるわけなのです。それがどうしてよそはきれいになって、この2カ町だけがならなかったのかなということがいまいちという面はございますけれども、委員長も苦勞されておるようです。ここまで調べてあるのですから。今回は、その辺で承っておいて、今後どのように処理ができるのかということとは佐渡市として、本当にこれをゼロにして合併をせぬかというのがよかったのかどうなのか、技術的に。その辺の問題も絡んでくるだろうと思ひます。その辺のことは、やっぱりこうした決算を通じて新年度以降でまたよく検討して執行されるように要望をしたいと思ひます。

あと歌代の里は、加賀さんは張本人でございますので、回答はそういう回答が来ることは私も予測はしておりました。しかし、加賀さんもかなりの高年齢でございます。私と何カ月かしか違わないことでございますが、後に残された方々、このことをよく理解をしていかないと、これが正しいか正しくないかということと同時に理解をしていかないと、この後の執行にとんざすることがないように要望をしたいと思ひますし、真野町財産区の2,000円の予備費については、これは委員長が言われましたような事柄、これが中身が出てこない。委員長もある程度推測で、先にやってしまったのだ、後の会合には出ない人がおったのだろうという、だろうという推測のようですし、非常に苦しい答弁をされておりますが、事務方はその辺をわかっておるはずで、事務方を責めることにはなりますが、委員長が隣でやりにくい面もあります。再度今のことについて委員長の方から答弁をいただければありがたいのですが、どうぞ。

○議長（梅澤雅廣君） 加賀委員長。

○決算審査特別委員長（加賀博昭君） お答えいたします。

まず、企業債の中身の問題でございますが、あなたに私が差し上げた資料の欄外に16年度分からまとめて計上したと、こう書いてあるのは、これは私が書いたものではないが、不正確なのです。正確に言えば

ね、17年度は一本にしたと。16年までのものをまとめましたというのが私は正しいだろうと思うのです。表現としては、16年度からという、では16年度はどうだったのだと、まとめてないではないか、こういう話になるので、これは私の言うのが正しいです、間違いなく。一本にしたと。しかし、それは16年度までのやつをまとめましたというふうにご理解を願いたい。

それから、ちょっとがたがた、がたがたってこの決算委員会ではないのですが、ほかのところがちょっとがたついたものだから、実は私はこの企業債の合致した数値を持っておるのですけれども、今ここにはないのです。申しわけないのですが。もうちょっと時間があつたらこれを私は持ってきたのだけれども、これは厳しく計算させてあります。やり方としては、16年と17年の比較はどんぴしゃりではできないのだけれども、総体金額ではこれは間違いございません。そこで、いずれ機会があればこの表をあなたに上げたい。私持っておるのを。そして、ここに両津地区、相川地区、佐和田地区、金井地区、新穂地区とずっとあるのですが、そしてこのところで16年までのものを17年度にしてまとめたという作業があるので、私のあれが間違いないとすれば数字の上の間違いはない。それを私がこの間あなたに、おれたちは間違えたって国は毎年その銭を取らねば、国がもし取るのを忘れてたら国が歳入欠陥みたいなのが起って大変なことになるのだ。だから、起債償還というのはこっちが間違えたって取る方は間違えないのだということをおあなたに申し上げた。そういうところでひとつきょうのところはご容赦いただきたいので、後刻本当にあなたがおっしゃるように間違いが出てきたということになれば、もう一回決算委員長、責任をとって来年も決算委員長をやります。これにてひとつご了承を願いたいと、こういうことでございます。

それから、あなたはよく勉強して、よく努力をしてくれました。これは、うそでも何でもなし。ここにいる決算委員の皆さんには私が終わるに当たってという発言をしております。老骨にむち打って、おれと同じぐらいの年なのだが、肥田さんが大変細かい数字を拾ってきて質問してくれた。そこで、こっちも先ほどの資料からその都度あなたに資料を渡した。私がやった資料でまたあなたはおれに質問しているのだから、だからかなり深まったのだが、しかしあなたがある部分について非常に細かく調べてきて、我々に刺激を与えたということについては感謝申し上げます。ただ、この席から申し上げたいのは、こんなことは監査委員まででやってもらおうやつだ。これが議会に来るとのことだから困るということをお申し上げて、その点では肥田さんも私と同じ意見だろうと思う。そういうふうにごこのところをご理解を賜りたい、そう思います。

それから、歌代の里の件は先ほど申し上げたとおり、それから先ほど真野財産区についてはやってみたら2,900円が残った。これは、私が口で言っておるのではなくて決算でございまして、事実関係として申し上げておるといふふうにご理解を賜りたいと。

これは、後でおれ監査委員にもちょっと聞いてみたいと思っておるのです。議会へ出席するといつても、皆さんは本会議にしか出席していないわけです。委員会ときにはあなたたちはおるわけですから、おるわけというのは議会へ来て張りつけられておるわけではないわけですから、肥田さんは先ほどその辺のところをご心配申し上げてその議会日程なんか監査委員に余り負担がかからぬようにしたらどうかという意味のお話をしておりますが、頑張つて、局長はここへ来ておるか知らぬけれども、事務局は後ろにおるのだから頑張ってもらつて、そして監査委員の監査を援助すると、事務的に援助するという作業はできるわけですから、それをもって監査事務がうまくいかぬなどということは私はないだろうといふふうに思いま

すので、一層努力していただきたい。肥田さん、もう一遍聞きますか。私にもう一回質問しますか、しませんか。もう一回やられるようなら、ここから後のせりふはその後にします。どうぞ。

○議長（梅澤雅廣君） 3回目の質疑を許します。

肥田利夫君。

○55番（肥田利夫君） もう一回やりますかと言うとやらねばならぬようになりますけれども、さて委員長にもう質問することは余りございません。ただ、ここで最後の質問でございます。これ質問ではないといわれてもかもしませんが、要望をさせてもらいます。というのは、委員長からいただきました資料、実はこれだけこれは残しました。回答をもらった関係でそのことについてはこれだけのものを今回の質疑の中には出しておりません。今委員長からこそばゆいようなお褒めの言葉をいただいたので、ちょっと面映ゆいのですけれども、何はともあれいろいろな問題で、今委員長が言われました。議会へ出てくる前に監査の段階で、確かにそうなのです。今まで、去年もおとしもそのことは私決算委員会の席上で申し上げたことはございます。しかし、議会の日程等を考えますとちょっと無理があります。代表監査は、確かにここへ出なくていいと言われればそれまでですが、しかし議選の監査委員もおります。局長もおります。それは、本会議はやっぱり出てもらわなければならないとなると、議会の日程のとり方というのはこの後やっぱりいろんなことを考えてやってもらわねばならないのではないかなという気がいたします。そうしますと監査の目が行き届けばこういった数字の問題というのは本来ならここで出てきてはならない。しかし、これはやっぱり出てきた以上、我々も審査という名前ではありますけれども、数字の問題は避けて通れない。私は、そういうふう理解をして今日まで進んでまいりました。ともあれ委員長以下非常にご苦勞されて苦しい答弁をもいただいておりますが、それはそれとして理解できる面は私も経験上でございます。この後執行部の方々、市長以下、二度とこのようなことが言われぬような執行体制を整えて18年度以降がスムーズにいくことを求めて委員長以下委員の方には大変ご苦勞さまでしたと申し上げて私の質疑を終わります。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（梅澤雅廣君） 加賀君、質問はしていないのですけれども。

○決算審査特別委員長（加賀博昭君） 質問はしていないけれども、何聞いておるのだ。議長。

○議長（梅澤雅廣君） どうぞ、加賀博昭君。

○決算審査特別委員長（加賀博昭君） 私は、さっきこう言ったはずですが。肥田さん、これで質問を終わりますかと。終わるのであれば一言申し上げたい、こう言った。そうしたら、何か質問するというのだから後にしようと、こういうことなのです。会場の皆さん、17年度の決算をおかげさまで終了させていただきました。委員の皆さん方にもハッパをかけまして、そしてあらゆる資料を可能な限り集めて、そして準備をし、きょう肥田さんの質問にも80%ぐらいは答えられたのではないかなと、こう思っています。しかし、ぜひひとつ議員の皆さん方をお願いをしたい。やっぱり決算は大事なのです。今回の決算委員選任に当たりまして、委員長人事をめぐって大変朝の2時半までやるなどということが行われましたけれども、少なくとも決算委員会を束ねて指揮をとるといふ委員になるためにひとつ研さんを積んで、さすが佐渡市議会の決算委員会だなどという伝統を今後もつくっていただきたいということを最後にお願いを申し上げまして、決算委員長退任のあいさつといたします。ありがとうございました。

○議長（梅澤雅廣君） 討論の通告がありませんので、これより決算審査特別委員会に付託した案件について採決いたします。

お諮りいたします。本決算に対する委員長の報告は認定とするものであります。本決算は、委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（梅澤雅廣君） ご異議なしと認めます。

よって、本決算は委員長の報告のとおり認定することに決しました。

ここで5分間休憩します。

午後 4時00分 休憩

---

午後 4時07分 再開

○議長（梅澤雅廣君） 再開いたします。

---

日程第2 発議案第18号

○議長（梅澤雅廣君） 日程第2、発議案第18号 佐渡市議会会議規則の一部を改正する規則の制定についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

岩崎隆寿君。

〔21番 岩崎隆寿君登壇〕

○21番（岩崎隆寿君）

発議案第18号

佐渡市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について

佐渡市議会会議規則の一部を改正する規則を地方自治法第112条及び佐渡市議会会議規則第14条の規定により別紙のとおり提出する。

平成18年12月26日

提出者	佐渡市議会議員	岩 崎 隆 寿
賛成者	〃	田 中 文 夫
〃	〃	稲 辺 茂 樹
〃	〃	大 桃 一 浩
〃	〃	金 光 英 晴
〃	〃	猪 股 文 彦
〃	〃	熊 谷 実
〃	〃	渡 部 幹 雄

佐渡市議会会議規則の一部を改正する規則

佐渡市議会会議規則（平成16年佐渡市議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第14条に次の1項を加える。

2 委員会が議案を提出しようとするときは、その案をそなえ、理由を付け、委員長が議長に提出しなければならない。

第19条に次の1項を加える。

3 委員会が提出した議案につき第1項の承認を求めようとするときは、委員会の承認を得て委員長から請求しなければならない。

第37条第2項中「提出者の説明又は委員会への付託」を「前2項における提出者の説明及び第1項における委員会の付託」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 委員会提出の議案は、委員会に付託しない。ただし、議長が必要があると認めるときは、議会の議決で、議会運営委員会に係る議案は議会運営委員会に、常任委員会又は特別委員会に係る議案は常任委員会又は特別委員会に付託することができる。

第77条中「記載する」を「記載し、又は記録する」に改める。

第78条中「、印刷して」を削る。

第97条第2項中「第109条の2第3項」を「第109条の2第4項」に改める。

第140条及び第152条中「第37条（議案等の説明、質疑及び委員会付託）第2項」を「第37条（議案等の説明、質疑及び委員会付託）第3項」に改める。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

佐渡市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について。

本案は、地方自治法の一部を改正する法律の施行により、会議規則の一部を改正するため、議会運営委員会及び各派代表者会議の協議を経て本日提出するものであります。

主な改正点は、会議の実質的な審査を行う委員会に議案を提出する権限を付与したこと、また電磁的な記録により会議録を作成できるものとしたことなどであります。慎重審議よろしくお願いいたします。

○議長（梅澤雅廣君） これより本案について採決します。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（梅澤雅廣君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第3 発議案第19号

○議長（梅澤雅廣君） 日程第3、発議案第19号 佐渡市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

岩崎隆寿君。

〔21番 岩崎隆寿君登壇〕

○21番（岩崎隆寿君）

発議案第19号

佐渡市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

佐渡市議会委員会条例の一部を改正する条例を地方自治法第112条及び佐渡市議会会議規則第14条の規定により別紙のとおり提出する。

平成18年12月26日

提出者	佐渡市議会議員	岩崎隆寿
賛成者	〃	田中文夫
〃	〃	稲辺茂樹
〃	〃	大桃一浩
〃	〃	金光英晴
〃	〃	猪股文彦
〃	〃	熊谷実
〃	〃	渡部幹雄

佐渡市議会委員会条例の一部を改正する条例

佐渡市議会委員会条例（平成16年佐渡市条例第328号）の一部を次のように改正する。

第3条中第2項を削り、第3項を第2項とする。

第4条に次の1項を加える。

3 前項の委員の任期については、前条の規定を準用する。

第5条ただし書を削る。

第8条第1項中「は、議長が会議に諮って指名する」を「の選任は、議長の指名による」に改め、同条第2項中「会議に諮って」を削り、同条第3項中「第3条第3項」を「第3条第2項」に改める。

第14条の見出しを「(委員の辞任)」に改め、同条中「議会運営委員及び特別委員」を「委員」に改める。

第22条第1項中「(昭和22年法律第67号)」を「(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)」に改める。

第30条第2項中「前項」を「前2項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の記録は、電磁的記録によることができる。この場合における同項の署名または押印については、法第123条第3項の規定を準用する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

佐渡市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について。

本案は、地方自治法の一部を改正する法律の施行により、委員会条例の一部を改正するため、議会運営委員会及び各派代表者会議の協議を経て本日提出するものであります。

主な改正点は、委員の選任及び辞任を議長の権限とし、このことにより閉会中補選により当選した議員も直ちに委員として活動できるなどとしたこと、また電磁的な記録により会議録を作成できるものとしたことなどであり、慎重審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（梅澤雅廣君） これより本案について採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（梅澤雅廣君） 異議なしと認めます。  
よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第4 発議案第20号

- 議長（梅澤雅廣君） 日程第4、発議案第20号 意見書の提出についてを議題といたします。  
提出者の説明を求めます。  
根岸勇雄君。

〔43番 根岸勇雄君登壇〕

- 43番（根岸勇雄君）

発議案第20号

意見書の提出について

地方自治法第99条の規定による別紙意見書を佐渡市議会会議規則第14条の規定により提出する。

平成18年12月26日

提出者	佐渡市議会議員	根岸勇雄
賛成者	〃	中川隆一
〃	〃	島倉武昭
〃	〃	木村悟
〃	〃	稲辺茂樹
〃	〃	末武栄子
〃	〃	小杉邦男
〃	〃	岩崎隆寿
〃	〃	田中文夫
〃	〃	金子健治
〃	〃	村川四郎
〃	〃	名畑清一
〃	〃	兵庫稔
〃	〃	加賀博昭
〃	〃	金子克己

特定疾患の医療費負担制度堅持を求める意見書

厚生労働省は、8月9日特定疾患対策懇談会において、難病対策のうち特定疾患として医療費の公費負担対象としているパーキンソン病や潰瘍性大腸炎について、軽症者を対象外とする方針を示した。

パーキンソン病の患者は家族の生活の中心となる者や年金生活者など50代後半以降に発症する例が多く、また、潰瘍性大腸炎患者は若年で発症する例も多いため、就職もままらなくなることもあり、いずれの場合も経済的に不安を抱えることが予想され、公費負担がなくなるとまさに死活問題となることが懸念されている。

また、軽症者に対する公費負担が対象外となれば、これら疾患は原因不明の進行性、あるいは再現性のある病気であることから、軽症の間は治療をしないで家族の助けを得て経過をしていたとしても、いずれ発症、あるいは合併症などを引き起こすことが懸念され、かえって多額の医療費を要する恐れもある。

したがって、重症等に発展する前の軽症の間に公費負担を行い、抑制を図ることが家族にとっても社会にとっても得策である。

よって、国においては、特定疾患に対する現行の医療費公費負担制度を堅持することを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

○議長（梅澤雅廣君） お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（梅澤雅廣君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第5 発議案第21号

○議長（梅澤雅廣君） 日程第5、発議案第21号 意見書の提出についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

小杉邦男君。

〔17番 小杉邦男君登壇〕

○17番（小杉邦男君）

発議案第21号

意見書の提出について

地方自治法第99条の規定による別紙意見書を佐渡市議会会議規則第14条の規定により提出する。

平成18年12月26日

提出者	佐渡市議会議員	小杉邦男
賛成者	〃	浜口鶴藏
〃	〃	渡邊庚二
〃	〃	竹内道廣
〃	〃	猪股文彦
〃	〃	祝優雄

日豪EPA交渉に関する意見書

12月5日、経済連携促進に関する主要閣僚懇談会において「日豪経済関係強化に関する共同研究」の結果が報告されました。このことを受け、12月12日に行われた電話による日豪首脳会談において、年明け以降、日豪EPA交渉に入ることが合意されました。

わが国の豪州からの輸入状況を見ると、農林水産物輸入の占める割合が高く、しかもわが国にとって極めて重要な米、麦、牛肉、乳製品、砂糖などの品目が含まれているのが実態です。このため、豪州との間では、農産物の取扱いが焦点となるのは必至であり、その取扱い如何によっては、日本農業に壊滅的な打



撃を与える恐れがあります。

こうした状況をふまえ、政府においては、以下の事項が確保されるよう断固とした対応がなされるとともに、豪州側がわが国の重要品目の柔軟性について十分配慮しない場合は、交渉の継続について中断も含め厳しい判断を行うよう強く要望します。

(1)重要品目に対する例外措置の確保

わが国農業は、戦後農政の大転換を決定し、19年度からの実施に向け、生産現場は現在、担い手育成や構造改革の取り組みに懸命に努力しているところである。このような中で、わが国にとって、米、麦、牛肉、乳製品、砂糖などの重要品目の関税撤廃を行うことは、こうした改革の努力を無にし、食料自給率の向上どころかわが国農業を崩壊させることにつながるものであることから、交渉においてこれらの品目を除外するなどの例外措置を確保すること。

(2)WTO農業交渉に対する我が国の主張に基づいた対応の確保

これまでわが国は、「農業の多面的機能の発揮」と「多様な農業の共存」等の観点から、十分な数の重要品目の確保とその柔軟な取扱い、また上限関税の絶対阻止を主張し続けている。

このため、豪州とのEPAにおいて、WTO交渉における従来の主張から譲歩すれば、これまで一致団結して戦ってきたG10各国への背信行為となるとともに、これまでの交渉の努力が水泡に帰すこととなる。また、米国やカナダを含むその他の国々からも同様の措置を求められることにつながりかねないことから、WTO交渉における主張に基づいた整合性のある適切な内容が確保されるよう交渉すること。

ご賛同いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（梅澤雅廣君） お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（梅澤雅廣君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第6 議案第185号

○議長（梅澤雅廣君） 日程第6、議案第185号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。

高野市長。

〔市長 高野宏一郎君登壇〕

○市長（高野宏一郎君） それでは、議案第185号として人権擁護委員候補者の推薦についてご説明申し上げます。

本案は、佐渡市の人権擁護委員、藤井昂さんの任期が平成19年3月31日をもって任期満了となり、後任の者を相川二丁目42番地、川島勝年さんをお願いするものであります。つきましては、人権擁護委員法第6条第3項の規定により「議会の意見を聞いて候補者を推薦しなければならない」とされていますので、意見を求めるものであります。なお、任期は法務大臣の委嘱の日から3年間であります。よろしくご審議

のほどお願いします。

○議長（梅澤雅廣君） お諮りします。

ただいま議題となっております議案第185号 人権擁護委員候補者の推薦については、これに同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（梅澤雅廣君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第7 議会選第3号

○議長（梅澤雅廣君） 日程第7、議会選第3号 佐渡市選挙管理委員会委員補充員の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙管理委員会委員補充員の選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選によりたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（梅澤雅廣君） ご異議ないものと認めます。

選挙の方法は指名推選によることに決しました。

指名の方法については、議長において指名をすることにいたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（梅澤雅廣君） ご異議ないものと認めます。

したがって、議長において指名することに決しました。

選挙管理委員会委員補充員には、第1位、原正博君、第2位、佐々木秀夫君、第3位、佐々木賢市君、第4位、関川秀明君を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名いたしました方を選挙管理委員会委員補充員の当選人と決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（梅澤雅廣君） ご異議ないものと認めます。

したがって、ただいま指名いたしました第1位、原正博君、第2位、佐々木秀夫君、第3位、佐々木賢市君、第4位、関川秀明君が佐渡市選挙管理委員会委員補充員に当選されました。

---

#### 日程第8 委員会の閉会中の継続審査の件

○議長（梅澤雅廣君） 日程第8、委員会の閉会中の継続審査の件を議題とします。

各委員長から目下委員会において審査中の事件につき、会議規則第103条の規定により、お手元に配付した申出書のとおり閉会中の継続審査の申し出がありました。

お諮りします。各委員長から申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（梅澤雅廣君） ご異議なしと認めます。

よって、各委員長から申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに決しました。

---

○議長（梅澤雅廣君） これで本日は全部終了しました。

市長から発言を求められておりますので、これを許します。

高野市長。

〔市長 高野宏一郎君登壇〕

○市長（高野宏一郎君） 短くあいさつ申し上げます。

去る12月7日に招集いたしました平成18年第5回市議会定例会の閉会に当たりまして、一言ごあいさつでございます。

本定例会では、条例の制定及び一部改正に関する議案11件を始め、全部で35議案についてそれぞれご審議、可決をいただき、大変ありがとうございました。

一般質問では20名の議員から福祉、教育、産業、財政など市政全般にわたってのご質問やご意見、ご提言をいただきました。今後とも着実な佐渡市の発展に向けた健全な行財政運営を図り、美しい島づくりを目指した市政執行に心がけたいと思っております。

平成18年も残すところわずかでございます。本格的な冬到来となりますが、皆様にはご健勝で穏やかな年末をお過ごしされ、素晴らしい新年をお迎えくださいますようお願い申し上げ、感謝をもってごあいさついたします。どうもありがとうございました。（拍手）

---

○議長（梅澤雅廣君） 以上で会議を閉じます。

平成18年第5回佐渡市議会定例会を閉会いたします。

午後 4時21分 閉会

---

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

平成18年12月26日

議 長 梅 澤 雅 廣

副 議 長 金 子 克 己

署 名 議 員 末 武 栄 子

署 名 議 員 本 間 千 佳 子